

令和2年第3回訓子府町議会定例会会議録

○議事日程（第1日目）

令和2年9月15日（火曜日） 午前9時30分開会

- 第1 会議録署名議員の指名（4名）
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第63号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第4 議案第64号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第5 議案第65号 教育委員会委員の任命について
- 第6 議案第55号 令和2年度訓子府町一般会計補正予算（第4号）について
- 第7 議案第57号 令和2年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第8 議案第56号 令和2年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 第9 議案第58号 令和2年度訓子府町水道事業会計補正予算（第1号）について
- 第10 議案第59号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について
- 第11 議案第60号 北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
- 第12 議案第61号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について
- 第13 議案第62号 訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について
- 第14 認定第1号 令和元年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第15 認定第2号 令和元年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第16 認定第3号 令和元年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第17 認定第4号 令和元年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第18 認定第5号 令和元年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第19 認定第6号 令和元年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 第21 報告第9号 令和元年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について
- 第22 報告第10号 財政的援助団体の監査結果報告について
- 第23 報告第11号 出納検査結果報告について
- 第20 一般質問

○出席議員（10名）

1番	須河	徹	君	2番	泉	愉	美	君		
3番	工藤	弘	喜	君	4番	谷口	武	彦	君	
5番	河端	芳	恵	君	6番	西森	信	夫	君	
7番	山田	日出	夫	君	8番	余湖	龍	三	君	
9番	仁木	義	人	君	10番	西山	由	美	子	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	菊池	一	春	君
副町	長	森谷	清	和	君
総務課	長	伊田		彰	君
企画財政課	長	篠田	康	行	君
町民課	長	元谷	隆	人	君
福祉保健課	長	谷方	幸	子	君
福祉保健課業務監		今田	朝	幸	君
農林商工課	長	大里	孝	生	君
建設課長・上下水道課長		渡辺	克	人	君
元気なまちづくり推進室長		坂井	毅	史	君
会計管理者		八鍬	光	邦	君
教育委員会教育長		林	秀	貴	君
管理課	長	高橋		治	君
子ども未来課	長	山本	正	徳	君
社会教育課長・図書館長		山田	洋	通	君
農業委員会事務局長		原口	周	司	君
農業委員会会長		細川	孝	雄	君
監査委員		平塚	晴	康	君
選挙管理委員会委員長		森下	直	治	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山内	啓	伸	君
議会事務局係長	吉村	章	子	君

◎開会の宣告

○議長（須河 徹君） 皆さま、おはようございます。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、令和2年第3回訓子府町議会定例会を開会いたします。

本日の出欠報告をいたします。本日は、全議員の出席であります。

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

なお、マスク着用、手指消毒および一般質問の持ち時間を50分に短縮するなど、新型コロナウイルス感染症対策を実施し、本定例会を進めてまいりたいと思いますので、皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

◎諸般の報告

○議長（須河 徹君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（山内啓伸君） それでは、ご報告申し上げます。

本定例会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本定例会に町長から提出されております議件につきましては、議案が11件、認定が6件、報告が1件であります。

また、議長からの報告が2件でございます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須河 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、8番、余湖龍三君、9番、仁木義人君、10番、西山由美子君、2番、泉愉美君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須河 徹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から9月17日までの3日間といたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は3日間と決定いたしました。

ここで議場の皆さん、議員、説明員に申し上げます。

事前に皆さまにお知らせしてあるとおり、議場においてもクール・ビズの実施というこ

とで、9月30日までの間、ノーネクタイ、また、上着の着用は自由ということで進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。

どうぞ、上着を脱いでいただいても結構です。

◎町長挨拶

○議長（須河 徹君） ここで本定例会の招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございしますので、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので本定例会招集のご挨拶をさせていただきます。

本日、第3回定例町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げるものでございます。

この時期をして、昨日の自民党の総裁選挙において、菅氏が官房長官を終えて首班に指名されたことはご存じのとおりでございます。安倍首相に引き続き内閣総理大臣の選挙が間もなく行われますけれども、次期総裁には、菅氏が就任することが見込まれております。菅氏は道内で申し上げましても大勢の自民党の国会議員の推挙をいただいて首班の指名をいただいたところでございますし、秋田県の出身でありますし、地方を大切にさせていただけるのではないかとこのように思いますけれども、いずれにいたしましても、私たちはあらためて菅内閣が誕生の折には、組閣、そしてこれからの地方自治の動きについても注視してまいりたいと考えているところでございます。

また、もう1点ですけれども、私は道内の出来事として、大変興味を持って注視していることがございます。それは核処分場の誘致の問題であります。寿都町と神恵内村が手を挙げるや否やかということで、マスコミにも随分取り上げられているところでございますけれども、私はこの件に関して国と北海道がどういうスタンスで臨むのかということが1点であります。関連して寿都町も神恵内村も議会が、あるいは町民が行政がどういう距離をもって、地方自治のありようを住民に示していくのかということが大変問われている、この核廃棄物の懸案事項だというふうに私は捉えております。その点で言いますと圏域内の近隣の町村、さらには道内全体に与える影響もさることながら、あらためて行政のあり方、議会のあり方、そして町民の参加するあり方、これらについても私たちは学んでいかなければならないのではないかというふうに思えてなりません。

議会基本条例や町民参加条例を私たちは昨年度制定させていただきました。まちづくりの推進会議なども含めて住民の地方自治のあり方がある意味では学ぶ絶好の懸案事項ではないかなというふうに思っているところでございます。

さて、本題に入らせていただきます。

去る7月28日に長谷川岳副総務大臣が来町され、総務省から3名、北海道通信局から2名、北海道から4名と意見交換をさせていただきました。

新消防庁舎の建設にあたりまして、洪水浸水区域からの移転や財源である緊急防災減災事業債の継続や、光ファイバ網の未整備地域への整備拡充への意見交換をはじめ、本町の女性消防団への資機材整備、ホクレン実証農場でのローカル5G実証実験の提案のほか非常時の無線基地局の備蓄など、現在、国で進めている先進的な施策を提案いただき、一部

は本定例会で提案、実現に向け検討しているところでございます。

また、本町の社会福祉協議会事務局長の岩本由美子氏が、一身上の都合によって8月31日付けで退任され、後任には置戸町在住の栗生貞幸氏が着任されたとの報告を受けております。

それでは、本定例町議会に提案しております議案などの概要を申し述べましてご理解を賜りたいと思います。

世界的に猛威をふるう新型コロナウイルス感染症は、昨日も全国で269人、累計で7万5,944人の感染者が確認され、死者の累計が1,455人となりました。

感染者数は減少傾向にありますが、依然として沈静化のきざしは見えず、ワクチン、特效薬なども開発中にあり、コロナ収束後の経済、生活の見通しがたたない中ではあります。一般会計では新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とした各種施策を実施し、経済活動、生産活動をてこ入れし、新生活様式への支援のほか、広域的な医療機関、運輸機関をはじめとした関係機関への支援や教育など将来にわたるICT活用の基盤整備を行い、閉塞感のただよう町民生活の不安解消のため、コロナと共存した新しい生活様式を提案させていただいているところでございます。

一般会計では、歳入歳出それぞれ5億8,056万1千円の追加を提案させていただいています。

次に、特別会計についてであります。国民健康保険特別会計では歳入歳出それぞれ6万1千円の追加を、下水道事業特別会計では歳入歳出それぞれ104万円の追加を、水道事業会計では歳入歳出それぞれ116万7千円の追加提案をさせていただいております。

次に、規約の改正についてでございます。

北海道市町村総合事務組規約、北海道市町村職員退職手当組規約、北海道町村議会議員公務災害補償等組規約の3件につきましては、加入団体の脱退に伴う改正を提案させていただいております。

次に、訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、提案をさせていただいています。

次に、人事案件でございます。

固定資産評価審査委員会委員2名が本年12月22日に任期満了となることから選任の同意を求めるものでございます。

また、教育委員会委員1名が、本年9月30日に任期満了となるため、任命の同意を求めるものでございます。

次に、認定についてでございますが、一般会計、四つの特別会計および水道事業会計、あわせて6会計の令和元年度決算認定の提案をさせていただいております。

最後に、報告でございますが、令和元年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率についての報告をさせていただきます。

以上、議案11件、認定6件、報告1件の提案をさせていただいておりますが、人事案件を除きまして、議案の詳細につきましては、各担当課長等から説明をさせますので、ご審議を賜りますようよろしくお願いを申し上げまして、本定例議会招集のご挨拶とさせていただきます。

◎議案第63号

○議長（須河 徹君） 日程第3、議案第63号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書31ページです。

町長。

○町長（菊池一春君） 人事案件でございますので、私からご説明をいたします。議案書の31ページをお開き願います。

議案第63号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

固定資産評価審査委員会委員につきましては、地方税法の定めによりまして、本町では、川北地区、川南地区、市街地区からそれぞれ1名ずつ選任しており、そのうち岩城道尚氏が、令和2年12月22日をもって、任期満了となりますことから、引き続き岩城氏を選任すべく、今定例町議会に提案をさせていただきましたので、よろしく願いいたします。

岩城氏の経歴につきましては、議員の皆さまには、十分ご承知のことと存じますが、簡単にご紹介をさせていただきます。

岩城道尚氏は昭和17年2月5日生まれの満78歳で、旭町で行政書士をされております。

昭和35年から平成14年までの42年間にわたりまして町職員として勤務され、税務管財課長や議会事務局長などを歴任されました。

退職後は、町高齢者勤労センター事務局長を2年間務められ、現在は、行政書士として町内外で活躍されており、平成14年12月から固定資産評価審査委員会委員としてご活躍をいただいております。

なお、任期につきましては、令和2年12月23日から令和5年12月22日までの3年間でございます。

以上、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議会運営基準の規定に基づき、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

これより、議案第63号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

◎議案第64号

○議長（須河 徹君） 日程第4、議案第64号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書32ページです。

町長。

○町長（菊池一春君） この件につきましても人事案件でございますので、私から説明をさせていただきます。

議案第64号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてでございます。

先ほど、議案第63号でもご説明いたしましたとおり、固定資産評価審査委員会委員につきましては、地方税法の定めによりまして、本町では、3名の方を選任しており、そのうち平田康弘氏が、令和2年12月22日をもって任期満了となりますことから、引き続き平田氏を選任すべく、今定例町議会に提案させていただきましたので、よろしく願いいたします。

平田氏のご経歴につきましては、昭和39年10月20日生まれの満55歳で、清住にお住まいでございます。

昭和60年に北海道立農業大学校をご卒業後、家業の農業に従事され現在に至っております。

この間、平成元年度には訓子府町青年団体連絡協議会会長、平成28年1月から農民連盟の書記長、昨年6月からは訓子府町広域環境資源保全会の会長として、ご活躍されています。

なお、任期につきましては、令和2年12月23日から令和5年12月22日までの3年間でございます。

以上、固定資産評価審査委員会委員の選任につきまして、ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） これをもって質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

議会運営基準の規定に基づき、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

これより、議案第64号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

◎議案第65号

○議長（須河 徹君） 日程第5、議案第65号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書33ページです。

町長。

○町長（菊池一春君） 議案第65号 教育委員会委員の任命について、人事案件でございますので、私からご説明をさせていただきます。議案書の33ページをお開き願います。

現在、教育委員であります白崎隆徳氏が本年9月30日をもちまして任期満了となります。

議員の皆さまにおかれましては、ご存じのこととは思いますが、白崎隆徳氏は、平成20年10月1日から3期12年間にわたり、教育委員としてご尽力いただいております。白崎隆徳氏を引き続き任命させていただきたく、ご提案を申し上げるものでございます。

白崎隆徳氏は、昭和37年のお生まれで満58歳、旭町の隆光寺の住職を務められております。ご経歴につきましては、昭和60年に北海道教育大学旭川分校を卒業後、清里中学校を振り出しに管内の小中学校で教育を勤められておりましたが、家業を引き継ぐため平成18年3月をもって東相内中学校で退職されました。白崎隆徳氏は長い期間、教員として各地域の子どもたちと接してこられ、教育現場での豊富な経験や知識を有しているとともに、教育に関しては大変造詣が深く、これまでの教育委員としての実績、また昨年からは飯田教育委員の後を受け、代表教育委員に選任され、本町の教育行政には欠かせない人材であると考えておりますので、引き続き、任命の同意を賜りますようお願いを申し上げます。

なお、任期は令和2年10月1日から令和6年9月30日までの4年間でございます。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。お諮りいたします。

議会運営基準の規定に基づき、討論を省略し、ただちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、ただちに採決することに決定いたしました。

これより、議案第65号の採決を行います。

本案は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

◎議案第55号、議案第57号

○議長（須河 徹君） この際、日程第6、議案第55号、日程第7、議案第57号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第55号 令和2年度訓子府町一般会計補正予算（第4号）についての提案理由の説明を求めます。議案書1ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案第55号の説明になります。議案書の1ページをお開きください。

それでは、議案第55号 令和2年度訓子府町一般会計補正予算（第4号）について提案説明をいたします。

令和2年度訓子府町一般会計補正予算（第4号）については、次に定めるものとし、第1条では、歳入歳出それぞれ5億8,054万1千円を追加し、歳入歳出それぞれ5億6,035万3千円としております。

第2項では、歳入歳出予算の款項の区分および金額は、次の2ページにあります第1表歳入歳出予算補正によることを規定しているもので、これについては、ご覧いただくこととし、その内容については、後ほど3ページ以降の事項別明細書の中で説明をさせていただきます。

第2条では、地方債の補正を明記しておりますが、その内容は2ページの第2表 地方債補正の表をご覧いただきたいと思っております。

第2表 地方債補正では、臨時財政対策債の起債額の限度額を8千万円から8,304万円に変更にするもので、左側に補正前の限度額を、右側は補正後の限度額を記載しております。

ここで、14ページにあります地方債の年度末における現在高見込みに関する調書をご覧いただきたいと思っております。

右端の下から3行目にありますように、令和2年度末の現在高見込額は4億9,138万5千円となっております。

事項別明細書になります。

まず6ページの歳出から先に説明をさせていただきます。

2款、1項、1目、一般管理費の事業区分、職員管理研修事業の委託料では、会計年度任用職員の報酬の支払いや所得税等の集計などをシステム処理するためのシステム改修費として90万9千円を追加。

事業区分、情報管理事業の負担金、補助及び交付金の社会保障・税番号制度システム整備負担金につきましては、社会保障・税番号制度システム整備費補助金の国費措置分の交付決定がされたことから中間サーバー負担金220万8千円を追加。

7目、住民安全対策費の事業区分、危機管理対策事業の備品購入費では、自動体外式除細動器、AEDの更新になりますが、日本赤十字社が例年一括購入し訓子府分区から負担金請求で安価に購入しておりましたが、今年度は新型コロナウイルスの感染拡大の影響に

より一括購入をしなかったことから、備品購入費として118万8千円の計上。

8目、企画費の事業区分、新型コロナウイルス対策事業ですが、需用費の消耗品費では、避難所備蓄整備事業で段ボールベットの非常用トイレセット、段ボールパーテーション、飛沫遮断用カバー、避難所用寝袋、非接触式体温計などに379万7千円。プレミアム付商品券発行事業で商品券の改ざん防止用紙、窓付封筒などに7万円。図書除菌機購入整備事業では、除菌機用紫外線ランプ、消臭抗菌剤に4万7千円。子育て3施設感染予防対策事業では、児童センター、認定こども園、子育て支援センターで、消毒液、非接触式体温計などに144万8千円を計上。合わせまして536万2千円を計上しております。

役務費の通信運搬費では、先ほどご説明しましたプレミアム付商品券発行事業の購入引換券を送る郵便料53万4千円を計上。

備品購入費の施設用備品では、日ノ出地区ふれあいセンターエアコンディショナー整備事業でエアコンを3台設置するため115万5千円計上。社会教育施設備品整備事業で、オンライン講座、オンラインでのテレビ会議に対応するために60インチテレビ、ノートパソコン、会議用ワイドカメラならびに公民館内での活動でソーシャルディスタンスを保つためのテーブル、他に行事または避難所になった場合に場所を仕切ることにも転用できる展示用パネルなどで391万3千円を計上。

また、各小学校の保健室、パソコン教室などにエアコンの設置および普通教室などに天井扇を設置することから1,205万4千円を計上。

子育て3施設感染予防対策事業では、児童センターにエアコン設置、こども園に移動式の羽なし式の扇風機、こども子育て支援センターでは、加湿空気清浄機を購入することから125万9千円を計上。合わせまして1,838万1千円を計上しております。

事務用備品では、オンライン会議システム構築事業で、オンラインでのテレビ会議に対応するための60インチテレビ、非接触体温測定カメラ整備事業で、一度に多くの人を訪れる場合の発熱者検知用にサーモグラフィカメラとモニターを購入することから161万6千円を計上。図書除菌機購入整備事業で、図書資料の除菌用機器購入に90万2千円を計上。合わせまして251万8千円を計上。施設用・事務用備品の合計が2,089万9千円を計上しております。

負担金、補助及び交付金では、生活路線バス事業者支援事業補助金として、新型コロナウイルスの影響で利用者が減少し、運送収入が減少していることから、経営維持と感染予防対策費の支援を目的に北海道北見バス株式会社に対して340万円を計上。

北見赤十字病院新型コロナウイルス対策支援金として、感染症指定医療機関として新型コロナウイルス感染症対策経費等に係る財政支援を目的に100万円を計上。

次のページに移ります。

プレミアム付商品券発行事業補助金として、事業主体となる訓子府町商工会に対して、プレミアム分、事務手数料、商品券印刷代に1,585万3千円を計上、合わせまして2,025万3千円を計上。

光ファイバ網整備事業として、光ファイバ未整備地域の情報通信環境の格差是正をすることにより、日常的なインターネット利用のほか新型コロナウイルス感染症に伴う新しい生活様式やICT農業などの活用を目的とした情報通信環境のニーズに対応するため、光ファイバ網を整備する民間通信事業者に対しまして、事業費の一部負担するため2億4,

541万6千円を計上。

10目、開町100周年・町制施行70年記念事業の事業区分、開町100周年・町制施行70年記念事業では、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う各種事業中止により569万2千円の減額。

その下の表の2款、3項、1目、戸籍住民登録費、事業区分、戸籍住民登録事業の委託料では、いわゆるデジタル手続法が公布され、国外転出後も戸籍の附票を認証の基盤として活用し、国外転出者がマイナンバーカードを利用して公的個人認証が可能になったことに伴いまして、戸籍附票システムおよび住民基本台帳システムの両システムの改修が必要になったことから、改修費686万4千円を計上。

次のページの3款、1項、1目、社会福祉総務費、事業区分、自立支援サービス事業の償還金、利子及び割引料の国庫支出金等返還金は、令和元年度の精算に伴う返還金が生じたため506万5千円を追加。

その下の表の3款、2項、3目、児童措置費、事業区分、児童手当支給事業の償還金、利子及び割引料の国庫支出金等返還金につきましても、令和元年度の精算に伴う返還金が生じたため71万1千円を追加。

一番下の表の4款、1項、2目、予防費、事業区分、健康診査等事業では、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の新規実施に伴い、需用費の消耗品費で健康教育用リーフレットなどに10万6千円を計上。

使用料及び賃借料では、プリンタ借り上げとして5万6千円を計上。

次のページにまたがりませんが、事業区分、予防対策事業の委託料では、蜂駆除業務件数の増により26万円の追加。

その下の表の6款、1項、3目、農業振興費、事業区分、農業経営確立事業の負担金、補助及び交付金では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、海外視察を取り止めたことより、農業後継者育成事業補助金320万円の減額。

償還金、利子及び割引料では、平成27年度機構集積協力金の交付対象農地の一部を宅地転用したため、当該部分の協力金を返還することから2万円を計上。

事業区分、強い農業づくり事業交付金事業の負担金、補助及び交付金では、新規事業として、JAきたみらいのむき玉ねぎ加工処理施設の能力増強を実施し、新型コロナウイルス感染症により顕著化した新たな需要に対応することを目的とした補助金として1億200万円を計上。

事業区分、産地生産基盤パワーアップ事業の負担金、補助及び交付金では、新規事業としてトラクターGPS自動操舵ガイダンスシステム、可変施肥機のリースを導入し、作付けに係る労働時間削減や適正追肥による労働生産性向上を図ることを目的とした補助金としまして1億3,394万1千円を計上。

次のページの6款、1項、5目、農業基盤整備事業費、事業区分、下水道事業特別会計繰出金の繰出金では、収支不足の補填のうち、個別排水処理浄化槽設置工事費の追加補正額に対し、個別排水処理施設整備事業分担金と個別排水処理施設整備事業債による歳入額が上回るため繰入金56万円の減額。

中段の表、7款、1項、2目、商工業振興費、事業区分、産業観光振興対策事業の負担金、補助及び交付金では、ふるさとまつり・豊年盆踊り大会の中止に伴い730万円の減

額。

その下の表の9款、1項、1目、消防組合費、事業区分、消防団入団促進事業では、総務省消防庁による「企業・大学等との連携による女性・若者等の消防団加入促進支援事業」の対象になったことから、消防団加入促進に係る経費として需用費の消耗品費で広報用品として40万2千円、印刷製本費でポスター作製費用として5万5千円、合わせまして45万7千円を計上。

備品購入費では、女性消防団の防火服20着と装備品一式で114万4千円を計上。

次のページの10款、1項、4目、学校環境整備費、事業区分、学校環境整備事業では、公立学校情報機器整備として、いわゆるギガスクール構想に向けた機器等の整備に伴うもので、需用費の消耗品では、Webカメラ、スピーカー、モバイルルーターなど、学校保健特別対策事業として、各小中学校の非接触式体温計や消毒液など、感染予防に要する衛生用品類と家庭学習期間中のプリント等に使用するコピー用紙、プリンタートナーなどに315万7千円を計上。

修繕費では、学校保健特別対策事業として、訓子府中学校の網戸の設置修繕として66万円を計上。

役務費の通信運搬費では、公立学校情報機器整備として、プロバイダー料、電話回線切替費として18万7千円を計上。

委託料の学校情報通信ネットワーク整備業務では、公立学校情報通信機器整備として、各小中学校のLANの設定、パソコン端末管理用ソフト、端末充電器等の整備などに2,678万7千円を計上。

使用料及び賃借料では、電子複写機借り上げ料として、学校保健特別対策事業で1万8千円。

備品購入費では、パソコン端末と指導用デジタル教科書の他、液晶プロジェクター、移動式クーラーなどの購入として1,920万9千円を計上。

その下の表、10款、2項、1目、学校管理費、事業区分、学校一般管理事業の報酬の会計年度任用職員では、新型コロナウイルス感染症対策のため休校となった期間の欠時数を補うため夏季休業中に登校日を設けることにより不足する額3万4千円を追加。

事業区分、学校維持管理事業の需用費の修繕料では、居武士小学校の校内電力配電線の経年劣化による修繕として185万9千円を追加。

次のページの事業区分、臨時講師配置事業の報酬の会計年度任用職員（臨時講師）では、新型コロナウイルス感染症対策のため休校となった期間の欠時数を補うため夏季休業中に登校日を設けることにより不足する額11万4千円を追加。

支援員・補助員では、同じく、夏季休業中に登校日を設けることにより不足する額と臨時講師および特別教育支援員の異動等に伴い175万6千円を追加、合わせまして187万円を追加。

職員手当等の期末手当では、臨時講師および特別教育支援員の異動等に伴い21万2千円を追加。

共済費の社会保険料につきましても、同様の理由で29万円を追加しております。

その下の表の10款、3項、1目、学校管理費、事業区分、学校一般管理事業の報酬の会計年度任用職員では、新型コロナウイルス感染症対策のため休校となった期間の欠時数

を補うための夏季休業中に登校日を設けることにより不足する額3万4千円を追加。

事業区分、臨時講師配置事業の報酬の会計年度任用職員（臨時講師）では、同じく、新型コロナウイルス感染症対策のため休校となった期間の欠時数を補うための夏季休業中に登校日を設けることにより不足する額3万9千円を追加。

支援員・補助員では、夏季休業中に登校日を設けることにより不足する額と臨時講師および特別教育支援員の異動等に伴いまして161万円の減額、合わせまして157万1千円の減額となっております。

職員手当等の期末手当では、臨時講師および特別教育支援員の異動等に伴いまして31万1千円の減額。

次のページにまたがりませんが、共済費の社会保険料につきましても、同様の理由で35万7千円の減額。

旅費の通勤費用弁償では、支援員の異動により12万円の減額。

これにより、15ページのとおりです。給与費明細書も変更になっておりますので後ほどご覧いただきたいと思えます。

次に、13ページの下段ですが、10款、5項、1目、社会教育総務費、事業区分、芸術・文化振興事業の委託料の作品公開制作・ワークショップ業務では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりまして、武蔵野美術大学との事業を中止したことから110万9千円の減額。

負担金、補助及び交付金の町民芸術劇場実行委員会交付金も同様に感染症拡大防止の影響によりまして中止したことから180万円の減額。

郷土資料保管場所維持管理補助金では、町の郷土資料収蔵室として借用しています緑丘生活館の屋根の補修が必要になったことから85万1千円を計上。合わせまして94万9千円の減額となっております。

次に、3ページに戻りまして、歳入になります。

上の表の14款、2項、1目、総務費国庫補助金では、歳出のところで説明しました情報管理事業の負担金に対する補助金220万8千円と戸籍住民登録事業の補助である686万4千円と合わせまして社会保障・税番号システム整備補助金（総務省分）に907万2千円を追加。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス対策事業、光ファイバ網整備事業、学校環境整備事業、学校保健特別対策事業の交付金として3億2,154万2千円を追加、合わせまして3億3,061万4千円を追加しております。

5目、教育費国庫補助金の学校環境整備事業補助金は、公立学校情報機器整備費、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費、学校保健特別対策事業費に対する補助金でそれぞれ合わせまして2,564万6千円の追加。

14款、3項、3目、消防費委託金の消防団加入促進支援事業委託金は、消防団入団促進事業に対する委託金で160万1千円を追加。

その下の表の15款、2項、4目、農林水産業費道補助金では、強い農業づくり事業補助金で1億200万円追加。産地生産基盤パワーアップ事業補助金で1億3,394万1千円の追加。合わせまして2億3,594万1千円を追加です。

6目、商工費道補助金では、プレミアム付商品券発行支援事業費補助金で217万3千

円を追加。

次のページの、18款、1項、1目、財政調整基金繰入金では、予算の財源調整としまして3,150万円の減額。

3目、産業後継者育成基金繰入金では、農業後継者海外視察の中止によりまして320万円の減額。

4目、地域活性化基金繰入金では、開町100周年・町制施行70年記念事業実行委員会交付金、産業観光振興協議会活動費負担金、それと町民芸術劇場実行委員会交付金の減に伴いまして820万円の減額。

7目、ふるさとおもいやり基金繰入金では、学校環境整備事業で機器購入、周辺機器等整備などに伴いまして1,830万円を追加。

19款、1項、1目、繰越金では、予算調整として前年度の繰越金277万5千円を追加。

次のページの20款、4項、1目、受託事業収入では、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業の実施に伴いまして335万1千円を追加。

その下の表の、21款、1項、5目、臨時財政対策債では、臨時財政対策債発行可能額の確定によりまして304万円を追加。

最後になりますけれども、配布の資料1の財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）をご覧いただきたいと思いますが、今回の補正予算の結果、一般会計の基金保有高見込みは、右側の下から4行目にありますように35億7,557万5千円となっております。

資料2では、一般会計補正予算に係る投資的事業の資料となっておりますが、今回の補正に伴い内容が変更になっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、令和2年度訓子府町一般会計補正予算（第4号）の内容について、説明をさせていただきました。説明不足の点につきましては、質疑の中で補足させていただきますので、ご審議の上、決定をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第57号 令和2年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての提案理由の説明を求めます。議案書19ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（渡辺克人君） 議案書の19ページをお開きください。

議案第57号 令和2年度訓子府町下水道事業特別会計補正予算（第3号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

令和2年度訓子府町の下水道事業特別会計補正予算につきましては、次に定めるものとしまして、第1条第1項では、歳入歳出それぞれ104万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億3,115万3千円とするものです。

第2項では、歳入歳出補正予算の款項の区分ごとの金額ならびに補正後の歳入歳出予算の金額は、20ページの第1表 歳入歳出予算補正によることを規定しておりますので、これにつきましては、ご覧いただくこととし、その内容につきましては、後ほど21ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

第2条では、地方債の変更について明記しておりますが、その内容につきましては、20ページの第2表 地方債補正によることを規定しており、地方債の補正につきましては、

個別排水処理施設整備事業の起債の借入限度額2,380万円を2,490万円に変更するものであり、補正後の起債の方法は、補正前と同じく証書借入で、利率も5%以内であります。

それでは、21ページからの歳入歳出予算補正の事項別明細書について、説明をさせていただきますが、今回の主な補正の内容につきましては、個別排水処理浄化槽設置戸数が1戸増えたことに伴う補正であります。

はじめに歳入から説明をさせていただきます。

1款、1項、2目、個別排水処理施設整備事業分担金50万円の追加は、浄化槽設置申込み1戸の増加により受益者分担金を追加するものです。

4款、1項、1目、一般会計繰入金であります。今回の補正に伴いまして、下水道事業特別会計収支不足額の補填につきましては、個別排水処理浄化槽設置工事の追加補正額に対し、個別排水処理施設整備事業分担金と個別排水処理施設整備事業債による歳入が上回るため、繰入金56万円を減額するものであります。

7款、1項、2目、個別排水処理施設整備事業債につきましては、浄化槽設置申込み1戸分の事業費の財源として、下水道債で70万円、過疎債で40万円を合わせて110万円を追加するものでございます。

次に、22ページの歳出について説明させていただきます。

2款、1項、下水道事業費の2目、個別排水処理施設整備事業費の15節、工事請負費104万円の追加であります。これは、個別排水処理浄化槽の設置戸数が9戸から10戸に、1戸増えたことに伴い、工事請負費に不足が生じることから、不足分の104万円を追加するものでございます。

次の23ページの表は、地方債の現在高の見込額に関する調書であり、今回の補正に伴いまして、令和2年度中起債見込額（C欄）が110万円追加の1億4,870万円となり、一番右側の欄、令和2年度末現在高見込額も同じく110万円増の5億7,549万1千円となります。

また、別紙資料3で、今回の補正予算に係ります投資的事業の内容を記載しておりますので、後ほどご覧いただくこととし、説明は省略させていただきます。

以上、令和2年度訓子府町下水道事業特別会計の補正予算の内容につきまして、その提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 以上で議案第55号、議案第57号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

◎議案第56号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号

○議長（須河 徹君） 次に、日程8、議案第56号、日程第9、議案第58号、日程第10、議案第59号、日程第11、議案第60号、日程第12、議案第61号、日程第13、議案第62号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第56号 令和2年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）に

についての提案理由の説明を求めます。議案書16ページです。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） それでは、議案書の16ページをお開き願います。

議案第56号 令和2年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、令和3年3月から開始予定されておりますマイナンバーカードによるオンライン資格確認等システムへの対応に伴い、北海道クラウド側、こちらはデータセンターになりますけども、そちらのシステム改修が必要となりますことから、クラウド参加自治体で応分の負担をするための改修費用について、予算補正をするものでございます。

令和2年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるものとし、第1条にありますように6万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億4,196万1千円とするものでございます。

第2項の補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、17ページの第1表 歳入歳出予算補正のとおりですので、ご覧をいただくこととし、内容につきましては、18ページの事項別明細書により説明させていただきます。

それでは、18ページをご覧ください。最初に下段の歳出の方から説明させていただきます。

第1款、1項、1目、一般管理費の委託料ですけども、先ほど説明しましたオンライン資格確認等システムへの対応に伴い、北海道クラウド側でのシステム改修が必要となったことから、改修にかかる費用としまして6万1千円を追加するものでございます。

上段の、歳入でございます。

第7款、1項、1目、1節、国庫補助金、社会保障・税番号制度システム整備費補助金、こちらは新設科目になります。歳出の方で説明しましたシステム改修にかかる費用につきましては、全額、国からの補助金が措置されることから、歳出と同額の6万1千円を計上するものでございます。

以上、令和2年度国民健康保険特別会計補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきます。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第58号 令和2年度訓子府町水道事業会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を求めます。議案書24ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（渡辺克人君） 議案書の24ページをお開きください。

議案第58号 令和2年度訓子府町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正予算につきましては、北見地区消防組合訓子府支署の依頼によりまして、消火栓1か所および防火水槽1か所の修繕にかかる費用について、予算補正するものでございます。

この内容でございますが、消火栓につきましては、水稻試験場公宅の西側にあります若葉町の消火栓でございますが、今年5月に行いました消火栓調査におきまして、閉栓操作が不良となり、後日詳細調査を行ったところ、老朽化により開閉弁が機能していないこと

から、消火栓の取り替え更新を行うこと。

また、防火水槽につきましては、消防庁舎東側にあります、元町の防火水槽でございますが、平成28年5月に、止水バルブからの漏水が発生したため、給水管を撤去して使用を中止し、隣接する消火栓から給水することとしておりましたが、今年度行います町道東1丁目線水道管更新にあわせて、給水管を再接続し、使用することとしたことによるものでございます。

議案に戻りまして、第1条では、令和2年度訓子府町の水道事業会計補正予算につきましては、次に定めるものとしまして、

第2条において、令和2年度水道事業会計予算の第3条に定めた、収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収益的収入では、営業収益で116万7千円を追加し、収入の総額を1億7,595万6千円とするものであります。

次に、収益的支出であります。営業費用で116万7千円を追加し、支出の総額を1億5,083万8千円とするものであります。

次の25ページ、水道事業会計予算実施計画説明書であります。これは一般会計の事項別明細書にあたるものですので、内容を説明させていただきます。

(1) 収益的収入及び支出であります。

収益的収入、1款、1項、営業収益の2目、その他営業収益につきましては、前段で説明させていただきました修繕工事にかかる費用を、北見地区消防組合から消防施設等修繕負担金として116万7千円を追加するものでございます。

次に、収益的支出のうち、1款、1項、営業費用の2目、配水及び給水費の修繕につきましては、営業収益でも説明させていただきました消防施設等修繕負担金につきましては、修繕工事代金に充てるため、若葉町の消火栓修繕分として96万7千円、元町の防火水槽修繕分として20万円の合計金額116万7千円を追加補正するものでございます。

次に、26ページの令和2年度訓子府町水道事業会計予定キャッシュ・フロー計算書につきましては、活動ごとの一会計期間の現金の流れを見るための報告書ですが、今回の補正に伴いまして、損益計算をしたところ、収入金額・支出金額が同額のため、当年度純利益に変更がありませんので、当初予算時と比べ数値の変動がありませんので、ご理解願います。

以上、令和2年度訓子府町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして、その提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第59号 北海道市町村総合事務組合規約の変更についての提案理由の説明を求めます。議案書27ページです。

総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 議案第59号の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第59号 北海道市町村総合事務組合規約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村総合事務組合規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

記以下の説明をさせていただきます。

北海道市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合格約（平成31年2月22日市町村第1877号指令）の一部を次のように変更する。

別表第1、ここでは組合を組織する地方公共団体を定めていますが、石狩振興局（12）の項中「（12）」を「（11）」に改め、「札幌広域圏組合」を削り、同表渡島総合振興局（16）の項中「（16）」を「（15）」に改め、「山越郡衛生処理組合」を削り、同表、空知総合振興局（32）の項中「（32）」を「（31）」に改め、「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

別表第2、ここでは共同処理する事務の団体を定めておりますが、9の項中「札幌広域圏組合」、「山越郡衛生処理組合」及び「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

附則をご覧くださいと思います。

この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による北海道知事の許可の日から施行する旨規定しております。

以上、議案第59号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第60号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更についての提案理由の説明を求めます。議案書28ページです。

総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 議案第60号の提案説明をさせていただきます。

議案第60号 北海道市町村職員退職手当組合格約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道市町村職員退職手当組合格約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

記以下の説明をさせていただきます。

北海道市町村職員退職手当組合格約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合格約（昭和32年1月23日32地第175号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（2）一部事務組合及び広域連合の表渡島管内の項中「山越郡衛生処理組合、」を削り、同表空知管内の項中「奈井江、浦臼町学校給食組合」を削る。

附則、この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上、議案第60号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第61号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更についての提案理由の説明を求めます。議案書29ページです。

総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 議案第61号の提案理由の説明をさせていただきます。

議案第61号 北海道町村議会議員公務災害補償等組合格約の変更について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北海道町村議

会議員公務災害補償等組合同規約を次のとおり変更することについて、議会の議決を求めるものでございます。

記以下の説明をさせていただきます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合同規約（昭和43年5月1日地方第722号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第1中「山越郡衛生処理組合」、「奈井江、浦臼学校給食組合」及び「札幌広域圏組合」を削る。

附則となります。この規約は、地方自治法第286条第1項の規定による総務大臣の許可の日から施行する旨規定してをさせていただきます。

以上、議案第61号の提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第62号 訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての提案理由の説明を求めます。議案書30ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案第62号について提案説明をさせていただきます。議案書30ページをお開きください。

議案第62号 訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について。

訓子府町過疎地域自立促進市町村計画の一部を次のように変更しようとするものでございます。

今回の変更は、平成28年の第1回定例町議会において、ご決定をいただきました「訓子府町過疎地域自立促進市町村計画」、いわゆる「過疎計画」ですけれども、その本文の一部を変更する必要があるため、説明にありますように、過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）の規定に基づきまして、議会の決定を経て変更しようとするものでございます。

変更内容についてでございますけれども、議案書30ページに変更箇所を下線でお示ししております。左側に変更前、右側が変更後となっております。

本文18ページ中のですね、区分の2交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進、事業名（6）電気通信施設等情報化のための施設に「その他の情報化のための施設」を加え、事業内容に「光ファイバ網整備事業 光回線基盤整備」を加え、事業主体に「民間」を加えております。

なお、この計画に搭載されていない事業につきましては、過疎対策事業債の対象にならないことになっております。

以上、議案第62号について、提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、議案第56号、議案第58号、議案第59号、議案第60号、議案第61号、議案第62号の各案に対する提案理由の説明が終了いたしました。

ここで午前10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時43分

再開 午前10時55分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

◎認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号

○議長（須河 徹君） この際、日程第14、認定第1号、日程第15、認定第2号、日程第16、認定第3号、日程第17、認定第4号、日程第18、認定第5号、日程第19、認定第6号は、関連する議案なので一括議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、認定第1号 令和元年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書34ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 認定第1号について、説明申し上げます。議案書の34ページをお開きください。

認定第1号 令和元年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について。

令和元年度訓子府町一般会計歳入歳出決算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものであります。

令和元年度訓子府町一般会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところでありますが、本年8月11日付け文書をもって監査委員から別冊のとおり「令和元年度訓子府町各会計歳入歳出決算審査の意見」をいただきました。

これを受け地方自治法の規定に基づき、議会の認定に付するものでございます。

ここで、一般会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております「令和元年度訓子府町各会計決算報告書」の1ページをご覧くださいと存じます。

この表は、会計別決算額の総括表であります。一般会計では、決算額（B）欄にありますように、歳入が前年度比較13億530万7,925円、22.2%減の45億8,734万7,718円、歳出は12億4,436万5,311円、21.7%減の44億7,723万4,204円となっております。

平成30年度に建設いたしましたスポーツセンター建設事業、青少年研修館などの大型の投資的経費の事業が令和元年度はなかったことによりまして減となっております。

なお、収支差引額は、前年度比較6,094万2,614円、35.6%減の1億1,011万3,514円となっております。

右側の備考欄に決算剰余金の処分内容を記載しておりますが、6千万円を財政調整基金に決算積立し、残り5,011万3,514円を翌年度に繰り越すこととしておりますが、その中には、6月の定例会で報告させていただきました繰越明許費に係る財源として77万円が含まれております。

なお、別冊で配付しております「令和元年度訓子府町各会計歳入歳出決算審査意見書」につきましては、ご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきますが、予算の執行および財政運営は適正である旨のご意見をいただいております。

以上、認定第1号 令和元年度訓子府町一般会計歳入歳出決算の認定について説明させていただきました。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、認定第2号 令和元年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書35ページです。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） それでは、認定第2号について説明申し上げます。議案書の35ページをお開き願います。

認定第2号 令和元年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和元年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものでございます。

令和元年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところでありますが、本年8月11日付け文書をもって監査委員から、別冊のとおり「令和元年度訓子府町各会計歳入歳出決算審査意見書」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

ここで、国民健康保険特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊で配付しております「令和元年度 訓子府町各会計決算報告書」の1ページ、上から2段目の国民健康保険特別会計の欄をご覧いただきたいと存じます。

決算額（B）欄、歳入8億3,615万7,691円、歳出8億3,186万8,980円となっており、備考欄に記載のとおりこの収支差引残額428万8,711円のうち428万8千円を財政調整基金に決算積立をし、残りの711円を翌年度へ繰り越してございます。

以上が、令和元年度訓子府町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の概要でございます。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、認定第3号 令和元年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書36ページです。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 議案書の36ページをお開きください。

認定第3号 令和元年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和元年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものでございます。

令和元年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところでございますが、本年8月11日付け文書をもって監査委員から、別冊のとおり「令和元年度 訓子府町各会計歳入歳出決算審査意見書」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

ここで、後期高齢者医療特別会計の決算の概要を説明申し上げますので、別冊の「令和元年度 訓子府町各会計決算報告書」の1ページ、上から3段目の後期高齢者医療特別会計の欄をご覧いただきたいと存じます。

決算額（B）欄ですけれども、歳入が8,398万4,062円、歳出が8,392万9,

062円で、備考欄に記載のとおり、この収支差引残額5万5千円を翌年度へ繰り越してごさいます。

以上が、令和元年度訓子府町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の概要でございませう。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、認定第4号 令和元年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書37ページです。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） それでは、認定第4号について、説明申し上げます。議案書の37ページをお開きください。

認定第4号 令和元年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和元年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき、別冊のとおり認定に付するものでございませう。

令和元年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところでございますが、本年8月11日付け文書をもって監査委員から、別冊のとおり「令和元年度訓子府町各会計歳入歳出決算審査意見書」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき、議会の認定をお願ひするものでございませう。

ここで、介護保険特別会計の決算の概要を説明申し上げます。別冊の「令和元年度 訓子府町各会計決算報告書」の1ページ、上から4段目の介護保険特別会計の欄をご覧いただきたいと存じます。

決算額（B）欄でございませう。歳入が5億7,031万7,052円、歳出が5億6,522万560円となつてございませう。備考欄に記載のとおりこの収支差引残額509万6,492円は全額翌年度へ繰り越してございませう。

以上が令和元年度訓子府町介護保険特別会計歳入歳出決算の概要であります。ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、認定第5号 令和元年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書38ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（渡辺克人君） 認定第5号についてご説明いたします。議案書38ページになります。

認定第5号 令和元年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。

令和元年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算を地方自治法第233条第3項の規定に基づき別冊のとおり認定に付するものであります。

令和元年度の歳入歳出決算につきましては、本年5月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で監査委員の審査に付したところ別冊のとおり「各会計歳入歳出決算審査意見書」をいただきましたので、地方自治法の規定に基づき議会の認定をお願ひするものであります。

ここで、下水道事業特別会計の決算の概要をご説明いたしますので、別冊で配付の「各会計決算報告書」の1ページをご覧ください。

下水道事業特別会計では、決算額（B）欄にありますように歳入歳出ともに2億85万

5, 051円と同額となっておりますが、これにつきましては、歳入の不足分を一般会計から繰り入れを行ったものとなっております。

以上、令和元年度訓子府町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、認定第6号 令和元年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての提案理由の説明を求めます。議案書39ページです。

上下水道課長。

○上下水道課長（渡辺克人君） 認定6号についてご説明いたします。議案書39ページになります。

認定第6号 令和元年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。

水道事業会計の決算に伴う剰余金の処分を地方公営企業法の規定に基づき別冊、水道事業決算書5ページの剰余金処分計算書（案）のとおり処分し、あわせて決算を別冊のとおり認定に付するものであります。

令和元年度の決算につきましては、本年3月31日をもって出納を閉鎖し、決算に関する書類を調製した上で、監査委員の審査に付したところ、監査委員から別冊のとおり「水道事業会計決算審査意見書」をいただきましたので、地方公営企業法の規定に基づき議会における剰余金処分の議決とあわせて決算認定をお願いするものであります。

それでは、令和元年度の決算について、別冊で配付しております「水道事業決算書」で概要を説明させていただきます。

決算書の1ページをお開きください。

まず、収益的収入及び支出の収入については、営業収益、営業外収益、特別利益を合わせた水道事業収益の決算額は1億7,675万719円となります。

次に、支出につきましては、営業費用、営業外費用を合わせた水道事業費の決算額は、消費税を含め1億3,875万5,151円となっております。

次に、2ページをお開きください。

資本的収入及び支出の収入につきましては、企業債、補助金、補償金を合わせた資本的収入の決算額は9,304万5,716円となります。

次に、支出につきましては、建設改良費、企業債償還金を合わせた資本的支出の決算額は、消費税を含め1億2,113万9,306円となっております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に不足する2,809万3,590円の補填につきましては、欄外の下に括弧書きで記載しておりますが、過年度分損益勘定留保資金と当該年度分消費税及び地方消費税資本的支出調整額で補填しております。

次に、3ページの損益計算書でございますが、これは一営業期間における企業の経営成績を示すもので、1ページの収益的収支の税抜き処理後の数値となります。

下から4段目にあります当年度純利益は2,941万3,190円となり、令和元年度は黒字決算でございます。

次に、5ページをお開きください。

令和元年度訓子府町水道事業剰余金処分計算書（案）でございますが、令和元年度の決算において、純利益が生じたことから2,941万3,190円を企業債の償還に充てる減債積立金に全額を積み立て、あわせて定期預金3,400万円を資本金に組み入れるも

のでございます

以上、令和元年度訓子府町水道事業会計剰余金の処分及び決算の概要でございます。ご審議の上、剰余金の処分のご決定および決算の認定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 以上で、認定第1号から認定第6号までの一括議題の提案理由の説明が終わりました。

◎議事日程の変更

○議長（須河 徹君） ここで議事運営について、議会運営委員長および副議長と協議のため、暫時休憩といたします。

休憩 午前11時14分

再開 午前11時15分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

お諮りいたします。

ただいま、議会運営委員長ならびに副議長と協議の結果、これより日程の順序を変更し、日程第14、認定第1号から日程第19、認定第6号までの一括議題の質疑および日程第21、報告第9号、日程第22、報告第10号、日程第23、報告第11号を先に審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、この際、日程の順序を変更し、日程第14、認定第1号から日程第19、認定第6号までの一括議題の質疑および日程第21、報告第9号、日程第22、報告第10号、日程第23、報告第11号を先に審議することに決定いたしました。

◎認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号

○議長（須河 徹君） これより、提案理由の説明が終わっております一括議題の認定第1号、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第6号の質疑に入ります。

一括議題の質疑にあたりましては議事進行上、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑をすることを許します。

まず最初に、認定第1号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、認定第1号の質疑を終了いたします。

次に、認定第2号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、認定第2号の質疑を終了いたします。

次に、認定第3号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、認定第3号の質疑を終了いたします。

次に、認定第4号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、認定第4号の質疑を終了いたします。

次に、認定第5号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、認定第5号の質疑を終了いたします。

次に、認定第6号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、認定第6号の質疑を終了いたします。

以上をもって、質疑を終了いたします。

◎決算審査特別委員会設置

○議長(須河 徹君) お諮りいたします。

認定第1号から認定第6号につきましては、訓子府町議会委員会条例第5条の規定に基づき、4人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査をすることにいたしたいと思います。

なお、審査については、議会の閉会中も行うことができるものといたします。

また、地方自治法第98条第1項の規定に基づく検閲検査ができることにいたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は4人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

委員の選任については、訓子府町議会委員会条例第7条第4項の規定により、2番、泉愉美君、4番、谷口武彦君、6番、西森信夫君、7番、山田日出夫君をそれぞれ指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました4人の諸君を決算審査特別委員に選任することに決定いたしました。

決算審査特別委員会開催のため、ここで11時35分まで休憩といたします。

休憩 午前11時20分

再開 午前11時35分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を継続いたします。

休憩中に決算審査特別委員会を開き、正副委員長および審査期間が決定いたしましたので、事務局長に報告させます。

○議会事務局長（山内啓伸君） それでは、ご報告いたします。委員長に山田委員、副委員長に谷口委員と決定いたしました。

また、審査期間は令和2年10月26日月曜日から10月30日金曜日までの5日間と決定いたしました。

以上です。

◎報告第9号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第21、報告第9号 令和元年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率についてを議題といたします。議案書40ページです。

提出者からの報告を求めます。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 報告第9号について、ご報告申し上げます。

報告第9号 令和元年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について。

令和元年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき、次のとおり報告するものでございます。

財政健全化及び経営健全化の比率につきましては、8月3日に監査委員による関係調書の審査を受け、8月11日付で適正に把握・算出されている旨のご意見をいただきましたので、その意見を付し報告するものでございます。

それでは、記以下の一覧に従い各比率の説明をさせていただきます。

まず、1. 財政健全化の比率についてであります。①の実質赤字比率につきましては、一般会計の実質収支が黒字でありますので赤字比率は発生していません。従いまして「ハイフン」表示としております。

次に、②の連結実質赤字比率につきましては、一般会計および特別会計である国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療特別会計のそれぞれについて、実質収支が黒字であります。また、水道事業会計と下水道事業特別会計における資金不足も発生していませんので、赤字比率は発生していません。従いまして、この比率につきましても「ハイフン」表示としております。

次に、③の実質公債費比率につきましては、早期健全化基準の25%を下回る6.2%で昨年度の6.2%と同率となっております。

なお、実質公債費比率につきましては、実質の公債費を分子に、通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示す標準財政規模等を分母において算定し、過去3か年平均の比率となりますが、30年度と比べ標準財政規模等が約700万円増加したものの、実質

の公債費も約1,400万円増加したことから単年度で見ますと0.6%の増となっております。

参考までに、単年度の比率で見ますと、平成29年度が6.1%、30年度は6.0%、令和元年度は6.6%となっております。

また、各自治体、他の自治体も改善傾向にありまして、平成30年度の全道平均値になりますが7.1%であり、本町は平均よりもやや上位の位置にあると言えます。

次に、将来負担比率につきましては、地方債残高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額などの将来負担額のそれぞれに充当可能な財源が約16億9,300万円上回っていることによりまして、将来負担比率が発生しておりませんので、こちらも「ハイフン」表示となっております。

2の経営健全化の比率につきましては、公営企業に分類されます下水道事業特別会計と水道事業会計の資金不足の比率となっております。

この資金不足につきましては、先ほど、連結実質赤字比率のところで説明したとおり、①の下水道会計につきましては、収支不足額を一般会計繰出金で補填している関係上、資金不足は出てきませんし、②の水道事業会計につきましても流動資産が流動負債を上回っており、資金不足は発生しておりませんので、それぞれ「ハイフン」表示としております。

次に、3の「監査委員の令和元年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の審査意見」についてであります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項において、財政健全化判断比率及び資金不足比率については監査委員の審査意見を付し、議会に報告することが規定されております。

別紙として、次のページ以降に審査意見の写しを添付しておりますが、これについてはご覧をいただくこととし、説明は省略させていただきます。

以上、報告第9号、令和元年度訓子府町財政健全化及び経営健全化の比率について、報告をさせていただきましたので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（須河 徹君） 以上で本報告を終わります。

◎報告第10号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第22、報告第10号 財政的援助団体の監査結果報告についてを議題といたします。議案書46ページです。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（山内啓伸君） 議案書の46ページをお開き願います。

報告第10号 財政的援助団体の監査結果報告について。

地方自治法第199条第7項の規定による財政的援助団体の監査について、監査委員から別紙のとおり報告があった。

令和2年9月15日提出

訓子府町議会議長 須河 徹

次のページの47ページをご覧いただきたいと思っております。

令和2年8月11日

訓子府町議会議長 須河 徹 様

訓子府町監査委員 平塚 晴 康

訓子府町監査委員 河 端 芳 恵

令和元年度財政的援助団体の監査結果報告について

地方自治法第199条第7項の規定により実施した財政的援助団体の監査結果について、次のとおり報告します。

記

- 1 監査実施団体名 新生紀森林組合
- 2 監査実施年月日 令和2年8月4日
- 3 財政的援助種目 民有林育成指導事業補助金
補助金額 2,000,000円
- 4 監査の結果 補助金に関する事務について、適正に執行されていることを認めます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上で本報告を終わります。

◎報告第11号

○議長（須河 徹君） 次に、日程第23、報告第11号 出納検査結果報告についてを議題といたします。議案書48ページです。

職員に報告を朗読させます。

○議会事務局長（山内啓伸君） 議案書の48ページをお開き願います。

報告第11号 出納検査結果報告について。

監査委員から出納検査について、次のとおり報告があった。

令和2年9月15日提出

訓子府町議会議長 須河 徹

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和2年7月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 須 河 徹 様

令和2年7月10日

訓子府町監査委員 平 塚 晴 康

訓子府町監査委員 河 端 芳 恵

次のページ、49ページ、50ページにつきましては、説明を省略させていただきまして、51ページをお開き願います。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和2年8月11日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 須河 徹 様

令和2年8月11日

訓子府町監査委員 平塚 晴康

訓子府町監査委員 河端 芳恵

次のページ、52ページ、53ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。続きまして、本日追加で配布させていただきました9月分の出納検査結果報告について、ご説明申し上げます。54ページでございます。

出納検査結果報告

地方自治法第235条の2第1項による例月出納検査を、令和2年9月10日町会計管理者等に対し執行したので、その結果を次のとおり報告します。

記

1. 出納事務は適法に行われ、異状ないものと認める。

訓子府町議会議長 須河 徹 様

令和2年9月10日

訓子府町監査委員 平塚 晴康

訓子府町監査委員 河端 芳恵

次のページの55ページから56ページにつきましても、先ほどと同様、説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上で、本報告を終わります。

ここで昼食のため、休憩いたします。

午後は1時から一般質問を行いますので、ご参集願います。

休憩 午前11時46分

再開 午後 1時00分

○議長（須河 徹君） それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

◎一般質問

○議長（須河 徹君） 日程第20、一般質問を行います。

質問は通告書の順序により発言を許します。

なお、質問は答弁を含めて、議会運営委員会から答申された時間に制限いたしますから、簡潔に質問、答弁されますよう希望いたします。

それでは一般質問の発言を許します。

8番、余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 8番、余湖。一般質問を通告に従いましてさせていただきます。よろしく申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に対する各種対応についてということで質問させていただきます。

昨年末に中国で発症したコロナウイルス感染症は今年に入り身近な北見市において大きなクラスターがあり、訓子府町への影響を危惧したこともありましたが、現在において当町では1人の感染者も出ず今日に至っております。

しかし、その影響は大きく、学校の休校、各種行事の中止、会議・研修等の縮小中止、料飲旅館業の営業自制など精神的影響に加え、経済的影響はいまだ続いております。

国や北海道ならびに訓子府町も経済対策としての各種施策を行い、その経営維持に対し助成の対策を行ってきていますが、業種の中には経営はいまだ改善せず苦しい経営が続いております。

今の状況の把握と今後の対策について何点かお伺いいたします。

一つ、各種対応施策の実施状況とその実績について。

二つ、影響を受けている各業種の現在の業績の実情は。

三つ、開町100周年記念事業におけるコロナウイルス対策をとった実施内容とは。

四つ、現状の把握と今後の経済の振興と感染症対策の考えは。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「新型コロナウイルス感染症に対する各種対応について」4点のお尋ねがございましたので、お答えをします。

1点目に「各種対応施策の実施状況と実績について」のお尋ねがございました。

これまで、飲食店で使用できる「25%プレミアム付商品券」を商工会が発行、全町民に1人5千円の「元気なまちづくり商品券」を配付、飲食業、宿泊業および観光業への「経営継続支援事業補助金」と農業以外の業種を対象とした「経営継続支援事業（業種拡大）補助金」の交付、また「中小企業特別融資の保証料補助」を実施してきました。

実績につきましては「25%プレミアム付商品券」は8月末に使用期限を迎え、使用率が99.2%、「元気なまちづくり商品券」は使用期限が9月末までとなっており、9月9日現在で使用率が90.7%となっています。「経営継続支援事業補助金」は19件570万円、「経営継続支援事業（業種拡大）補助金」は54件2,070万円の補助金となっています。また「中小企業特別融資の保証料補助」は、2件の申請となっています。

2点目に「影響を受けている各業種の実績の実情は」とのお尋ねがございました。

「経営継続支援事業（業種拡大）補助金」は、2月から6月までのうち、前年同月と比較し、一番売り上げの減少している月を基準に申請を受けましたが、3月、4月分での申請件数が多く、5月、6月分での申請件数は比較的少ない状況です。これは3月、4月分の減少で申請できる事業者は5月、6月分の売り上げを対象とせず申請していることも想定されるため一概には言えませんが、オホーツク地方での感染者数の減少、緊急事態宣言や休業要請の解除などにより、5月以降、業績は少しずつ回復してきていると考えます。

業種別に見ると、飲食業の事業者の申請が多く、そのほとんどが補助上限の区分である売り上げ40%以上の減少となっています。次いで建設業、小売業となっており、減少割合の大きい事業者も多く見られます。

3点目に「開町100周年記念事業におけるコロナウイルス対策をとった実施内容について」のお尋ねがございました。

開町100周年・町制施行70周年記念事業につきましては、当初予算に計上していた実

行委員会主催による事業では、新型コロナウイルス感染症対策として北海道知事の緊急事態宣言に続き、国の緊急事態宣言が発出され、4月17日に予定していたNHK公開番組「真打ち競演」がNHKの方針により中止され、6月28日予定の「町民オリンピック」が実行委員会により中止の決定がなされたところであります。

また、町が主催する記念式典につきましては、11月1日に行うことで準備を進めているところでありますが、来賓、案内者を縮小し、「新北海道スタイル」に基づく「新しい生活様式」を実践した中で挙げる予定であります。

なお、祝賀会につきましては、公民館の飲食を伴う施設利用基準から開催が困難と判断しております。

そのほか、スポーツ教室の中止、健康講演会の日程調整、冠事業になりますが町民芸術劇場、ふるさとまつりは中止と決定しているところであります。

4点目に「現状の把握と今後の経済の振興と感染症対策の考えは」とのお尋ねがございました。

東京都などの首都圏を中心に依然として新規感染者が出ており、北海道においても毎日新規感染者が出ています。そのような状況の中、まだまだ影響を受けている事業者は少なくないと思われませんが、2点目でもお答えしましたとおり、感染者が拡大した3月、4月よりは持ち直し、全体的には回復傾向にあると考えています。今後も感染状況等を的確に把握するとともに、国や北海道の対策にも十分注視し、商工会と連携を図りながら状況に合った支援を行っていきたくと考えています。また、感染症対策につきましては、今回予算補正を提案しています「くんねっぷプレミアム付商品券」において、プレミアム分に対して北海道から補助金が交付されることから、取扱店は「新北海道スタイル」の取り組みが必要となります。既に取り組みを行っている事業者も多いと思いますが、改めて「新北海道スタイル」の取り組みを推進していきたくと考えています。

以上、お尋ねのございました4点につきましてお答えしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） ありがとうございます。何点か再質問させていただきたいと思えます。

まず1点目の各種対応策の実施状況と実績ということでは、今の報告の中にもありましたように、実施状況的には非常に皆さん十二分に活用していったのかというふうに考えております。この間の全員協議会の報告にもありましたが、第1次の配分、交付金の中ではほとんど7千万そこそこのお金が各種事業の中で十分に使われていったんだということで、こんだけのことができたということで、非常に第一弾としては非常に効果があったのかなというふうに感じているところでございます。ただ、現状を把握する中で、お答えの中に3月、4月が一番ひどくて、5月、6月になってくれば持ち直してきているんじゃないかというような表現もございましたが、これは一つ、30%、40%というしぼりがありましたので、報告的には、それがあの時点では、やはり3月、4月の落ち込みというのが一番ひどかったのもので、その時点で申請してますので、それは現実的に3月、4月が一番悪いということになって、ただ、5月、6月が、じゃあどれほど回復したのかということについては、こういう申請はもちろんですから5月、6月の数字の中では出てこないと思うん

ですよね、それで実際のところはあまり詳しくはわからないということでしょうか、私もちょっと人の話なんでわかんないんですけども、5月、6月についての、本当に持ち直してきているのか、2割、3割の世界でいっているのか、特に今あれしたように、料飲飲食業関係の影響というのは多大なんですけども、そこら辺の判断はどのように考えていますか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 今、5月以降の売り上げということのご質問だったかと思いますが、余湖議員おっしゃるとおり、町長からも答弁ありましたとおり3月、4月で最高額というか、補助上限受けられるんで、5月、6月については、補助対象としないで申請している方がいらっしゃるんで、一概には言えない部分もありますけども、町の補助以外にもですね、国の持続化給付金とか、あと道の方の休業の協力金なんかもございまして、それが4月以降、5月以降ですかに申請して給付を受けている部分もございまして、事業所にこう全部全てに確認している訳ではございませんけども、商工会の事務局とも話した中で徐々に客足というかは戻ってきているということでの判断はしております。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 客足は戻ってきているという判断をしているという話もありますが、実際には個店の中には本当に戻ってきていない、ましてや料飲店の中でも俗に言う2次会的なスナックですとかカラオケを歌う場所とか、そういうところに関しては、本当にまだまだゼロの状態じゃないかと現実的には思っていますけども、そこら辺のところの把握は、商工会等がもう少しきちんとやるべきじゃないのかなという気持ちも持ちます。町からの補助金も30万、40万、50万ありましたし、道からの補助金も10万とか20万、国からの補助金もありました。ただ、現実的に、こういう具体的なことになってから約半年たちます。6か月ですね。皆さんもお分かりだと思いますが、商売やるっていうのは店舗構えて、ある意味家賃を払いながら、電気料、その他の固定費というのを払いながらやる訳なんですけども、その金額が、確かに50万、30万とかってもらった積み重ねの中では大きいのは確かですけども、もらわないよりはすごくうれしい話じゃないかと思えますけども、これが2か月、3か月で終わったならまた別なんですけども、これ今の段階で半年、6か月続いております。6か月間の固定費というのを考えると、やはりどこの個店、そういう影響を受けた店というは、それだけでは全然やっていけないというのが現状じゃないかと思えますけども、そこら辺の把握は感じてくれますか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 個別にそれぞれの本当の個々でみてという判断ではないんですけども、業種としてこれぐらいこう回復してきているんでないかとかっていう判断に基づいてやっていますので、必ずしも売り上げ戻ってないということはあると思えますけども、もちろん去年の同時期から比べると売り上げが落ちているのは間違いないとは思いますが、一時期よりは一定程度回復して今後も状況をみながらやっていくということで、今回、9月には予算補正提案させてもらってますけども、プレミアム商品券をまず発行して経済対策としたいと考えております。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 今出ましたプレミアム商品券については、また後ほどお話を聞きたいと思いますが、現状把握というのをよくしていただきたいなというふうに思っております。それで今どうなんでしょうかね、役場、要するに行政が各種団体とかの、3月、4月、ちょうど時期だったんで、4月、5月と時期の関係あって総会等も縮小とか中止とか各種集まりも中止、ましてや何かをやったにしても会議は広いところでソーシャルディスタンスをとりながらやっていますけども、その後の懇親会はなるべくやめましようとかというように、そういう影響というのは、町内の料飲関係については非常に大きな影響がありました確かに。それで職員の方もやはり、職員の方だけじゃなくて町民みんなそうですけども、飲み会については、飲みに行くとかということについては遠慮をしようと、逆にそういうしほりがあるような感じの中でやってたんで、本当に出なくて現状に日々の経営の中には非常に厳しいものがあります。それで今、行政としては、そういうものを見直しというんですかね、実際に訓子府町ではこの半年間の中で1人も出てないような現状の中で、コロナに関しては2週間、3週間の中での潜伏の中での発症とかというようなこともありますし、そういう意味でいくと、もう訓子府町民、今、訓子府町から出てない訓子府町民にはコロナの菌はないんじゃないのかなと。そういうのまでも考えるんですけども、やっぱりそういうような時に行政が催すいろいろな会議等の今までやってたような懇親会的なものについては気を付けた中でこれから少しずつ進めていくような方向性を行政がやれば農協もJAもやるんじゃないのかな、JAもやれば他の団体もそれに付随するようにやってくれるんじゃないかなということを考えるんですけども、そのような対策というのは考えられませんか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 今、数々集まりの中の懇親会の部分を行政が主体的に進めていく考え等々についてのご質問をいただきました。まず1点としては、町が積極的にそれを中止しているということはないということをご理解いただきたいということで、あくまで北海道が現状のところていくと、マスクなしの会食を気を付ける。飲み会を気を付ける等々の部分は言われている部分はありますので、それは横に流してそのまま町としても広報等ではお伝えをしていっているというような状況でございます。そういった意味では、議員おっしゃられる町内で1人も出てないというところの部分と北見市のようにたくさんクラスターが出てるといような状況で、地域ごとの差はあるということでございますけども、このコロナウイルスの現段階の部分、町長からも回答いたしておりますけども、誰がかかるかわからないということと、もし既往症というんですかね、持病がある方については死に至る危険があるということがございます。そういった部分でいきますと、それを打破する何かがない限りは積極的な対応というのは、ちょっとなかなか難しいかなというふうに考えております。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） どなたかが言った言葉の中で、やはり地域に合った対策というものもやはりもう考えていく時期じゃないのかなと。確かに今回も先ほど話に出ましたプレミアム商品券を出すにあたり、北海道から補助をもらうんで、北海道の仕様に従った対策をとることがうたわれています。ただ、その対策はどうなんだということで考えてみますと、これはあまり前と変わらないですよ、2月、3月と。スタッフのマスク着用

やこまめな手洗い、スタッフの健康管理、施設内の定期的な換気、設備、器具などの定期的な消毒、人と人との接触機会を減らすことに取り組みます。ここら辺が今言った、課長が言った話になるのかなということも考えます。お客様にも咳エチケットや手洗い、店内表示やホームページなどを活用し、店内の取り組みをお客さんに知らせると。これは確かに北海道で全体的にこういうようなことでやらないといけないということかと思いますが、やはり訓子府町にとって今、いろいろな経済対策をやってくれた中で半年が過ぎて、業績が本当に悪いところは悪い、本当に関係機関については非常に大変な時期を迎えているのは確かです。これがこのままの体制で半年、9か月、1年とたつと、これまたこの影響というのはどうなるのかなということも考えます。そこでやはり実情に合った中の行政の指導といいますか、実情に合った中の、こういう、もちろんこの北海道スタイルも大切なことなんですけども、それ以上にもっとこまめな訓子府スタイルのそういう注意事項を出せるような形の考えはないのかなというふうに考えます。それは今、質問しますけども、現実として、我々も本当にコロナになりたくないんで、どこにも行かない生活を半年送ってますよね、本当に行けないですよ、どこにも。北見でさえあの時期は北見にも行くのも嫌だというような感じでいましたけども、北見のクラスターからもう、それこそ半年たつような格好になりますんで、今、北見の中でも、この間、高校の子どもがなりましたけども、その中で収まっているような現状がありますので、かなり行動範囲は広がってきたのかなと思いますけども、やはり札幌や東京にはなかなか行けない現実的に。私はこの中で見て一番そういう意味で札幌や東京へ行っているのは町長かなと。もう公務の関係で仕方なしに行っているんだろうけども、町長かなというような気持ちも持っています。ですから、ここで一言町長にお聞きしたいですけども、やっぱり行った以上はどのような対策を持った中で東京とか札幌とか行って公務をこなしてきて、帰ってきたらどのような感じで対応したのかなということを一言お聞きしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 私が東京へ行ったのは3月27日が最後だと記憶しています。これは長谷川副大臣にどうしても会わなきゃならないということがありまして、国会の参議院議員会館と、それから国会、それからあとはもうほとんどホテルでないですかね、省庁を回ったのと、夕食は宿泊ホテルのすぐそばでしたりしてますから、だからそういう点でいくと、それだけでも私が東京へ行っているということで、かなり町民の人が、うちの町長はあほじゃないかということを行っているぐらい神経をかなりとがらせていたように記憶しています。だから今のところもまだそれが解禁されていないというのが本当のところですから、9月の下旬から10月にかけて、いよいよこれは、そんなことばかりしてられないということもありますから、これから出てくるんじゃないかと。その時に、やっぱりマスクはもちろんですけど3密を控えるとかですね、それからたくさんの中での会食、ライブ等々については行かないということがですね、やっぱり守りながら、行動をしていかなきゃならないという状況です。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） まったく仕方なし公務で行かなきゃいけない方も本当に町長は今お話を聞きましたけども、他にもきっと何人か訓子府の町民の中でも実際には行っている方はいるんだと思います。ですけど、その人方もそれなりに自分たちで防衛策をしながら、

帰ってきてからもそういうことを考えながらやっているんで、訓子府の中では出ないというのが現状なのかなと思います。もちろんこの間、訓子府に長谷川大臣を筆頭に札幌から、網走支庁からとか、いろいろな方が訓子府に見えた訳ですけども、その時にもやはりそういう方々というのは、きちんとした対応の中でやったというか、どのような対応の中で訓子府に来て意見交換をしていったのかなということをちょっと気になるんですけども、そこら辺わかりましたらお願いします。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 今、7月28日ですか、長谷川総務副大臣来られた時の向こう側の対応ということでございます。基本的には、副大臣は町長着けているようなマスクの半分ぐらいの口のフェイスでなくてマウスマスクって言うんですかね、その部分のガードを着けて、職員については当然、我々も意見交換の会場というのは、テーブルに1人で互い違いに座るとかですね、そういった部分の対応をさせていただきました。東京が非常に7月28日というのは、報道とか政府は言いませんけど、第2波の状態だったということもあって、ギリギリまで来ないんじゃないかなというのが僕らも思っていましたけども、そういった意味では、来られまして、昼食についても町内で同様に大きいテーブルに1人ずつ座っていただいた中で昼食をとっていただき、そういった意味では、一定程度、現場サイドにいた時は、ある程度、近い中のお話とかですね、そういった部分もしていただいたという状況でございます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） やはり対応、対策の中でいろんなことをやっていかなければ本当にいろんな面での進展はないんじゃないかと思います。ですからやはり先ほども言いましたけども、やはり訓子府ならではの町民に向けた少しでもそういう経済活動につながるような対策、この北海道スタイルでいっちゃいますと、やっぱり店はたくさん気を付けなさいよと、ただお客さん最後にやっぱり人と人との接触機会を減らすことということになっちゃうと、結局出れなくなっちゃう。これ、人と人との接触機会を減らすばかりが方策じゃないんじゃないかと思います。ここら辺のところを考えた中で行政として影響力のある行政として、そういう出やすいような、出やすいといいますか、出ても大丈夫なようなことを、出ることを前提としたような対応策というのも考えていただきたいなと思います。これについては今後の課題といいますか、今すぐやれるとってもらえるとは思いませんけども、そういうふうな考えについて、とりあえずいかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 議員からは先ほど来、訓子府町独自の対策というかですね、そういった部分でやっていくべきじゃないかということでいただいております。ただ、一答目のご回答でも申し上げましたけども、そういった意味では、この管内でいくと、北見日赤管内ですけども、北見日赤に当時は2床しか入院病棟がなかった。今はちょっと広げて4床、エクモというか、心肺の装置も2台購入するような話を町長からは聞いています。そういった意味では、逆に言うと町内クラスターがどういう影響を及ぼすんだというところが一番行政側としては心配なところがございまして、そこで重症者が5人出ると、北見日赤ではもう受け入れできない。そうなると遠軽なり網走なりというところで医療はそういうふうな形をとるということになっておりますけども、そういった

部分は非常に厳しい部分、それと基準ってありますけど、専門家が町内にはいないというのが実態でございまして、北海道ないし国も専門家集団の意見を聞きながら進めているというところもありますけども、そういった部分を行政側単独で専門家の意見なしに、そういった部分というのは非常に設定しづらいというか、設定できないんじゃないかというような形で、現在のところはそういうような思いがあります。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 言っていることは非常にわかりますよ、ただ、そうじゃなくて、現状を考えた中で訓子府町民には今きっとどこにも行ってない人に関しては、そういうウイルスを持った人はいないんじゃないのかなというのが、普通考えてそうですよね、ですからこれからの方向性として、まちでも町民の方にお願ひしますよと、どっか行くんだったら、こういうふうに気を付けてください、どっかから来る人がいたら、こういうふうなことを気を付けてください。そうすればそういうものは、ウイルスを持ち込まなければ、それがさらに今言ったような、こういう七つの習慣化を守っていけば大丈夫ですよとかという、そういうなんか具体的なね、具体的なというか、経済的にそういうものができるような方向性を考えていくことはできるんじゃないのかなというふうに私は考えますけれどもね。そこら辺は検討していただきたいと思います。

時間がないので、次の質問にいきますけども、今、一問目、二問目についての再質問で格好になりました。とりあえず三問目の開町100周年記念のことについてお伺ひします。

私の質問がちょっと大きすぎてごめんなさい。100周年記念事業については、今回の補正でもマイナスがありまして、いろいろなことについての行事がなくなったというのはよくわかってます。ただ、記念事業をやるということなので、記念式典をやるということなので、その式典については、どのような対策の中でやるのかなということを考えておりました。ですから、今出たような、広い場所で人数を少なくして関係者でやるということでもよくわかりました。ただ、この元々の祝賀会の記念式典の予算の中には祝賀会費みたいなものもちゃんと、飲食費とか、そういうのも組んでましたよね、そうですね、祝賀会費が148万円とか、印刷製本費、食糧費、そういうものも組んである中で、最初はきっと祝賀会もやろうと思ったんだと思うんですけども、このような状態の中なんでやれないと。それでそこでやはりこういう機会の時に、やれないのはわかるんで、ただ、経済的な事業者のことを考えた時に、じゃお持ち帰りでもいいから、そういう時にお弁当でも作って、お持ち帰りしてもらおうとか、こういう機会を使った中で、そういう事業者に仕事を与えるというような考えというのはないでしょうか。

○議長（須河 徹君） 総務課長。

○総務課長（伊田 彰君） 今、開町100周年の記念式典の付随する、当初予算で上げた祝賀会の関係で中止の部分は致し方ないというところもあるけども、そういった意味では、地域の飲食店等々の持ち帰りのお弁当も含めた中で検討できないかという部分でございました。

現段階では、町長の答弁の中にあるとおり、開催は非常に困難だというふうに押さえております。変わる部分と、変わる部分というか、議員おっしゃられる部分でございまして、一定程度そういった部分を議員のご意見も含めてですね、配慮した中で今後進めて

まいりたいというふうに考えてございます。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 本当に式典をやるのは本当にやった方がいいなと思っています。ただ、やる以上は私はちゃんと広げた、ソーシャルディスタンスの中で祝賀会もやるのかなというふうに思って、これはやはり経済的に町内にうるおいがあるんじゃないのかなというふうに思いますけども、返答が祝賀会は中止にするというようなことだったんで、やはり今、課長の返答の中にありましたように、ぜひともそのことについては考えていただいて、一つの百数十万円みている、それは正解かどうかわかりませんが、ある程度許す予算の範囲の中でそのようなことを考えていただいて、経済的に盛り上げていただきたいという気持ちを持ちますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、最後、これからのことということで、ご返答いただきました中に、プレミアム商品券ですね、これが一番大きいのかなと、今後の経済的な対策としては、プレミアム商品券が発行するというので、非常に大きく考えています。予算の金額からいっても非常に大きな金額で、1,600万円ですよね、総額が、総額じゃないですね、1,400万円が交付税の中で補助する差額33%の差額がそれになると、33%は道からのお金も入って、そういう形になるんじゃないかと思ひます。これは33%という数字は非常に大きい数字で、非常に買う方にとっては喜ばしい話でいいんじゃないのかなという気持ちを持ちます。先ほど話に出ました春の商工会のプレミアム商品券、25%ですね、あれは確か700万円ぐらいだったと思う総額。あれも私は最初700万円と聞いた時にこれは我々商売人は買えるような状態じゃないんじゃないのかなと。1人1万5千円ぐらいでしたっけ1回に、それを1人それだけ買えて、700万円じゃ我々商売やっている人間は買わない方がいいのかなとかっていう、最初そういう気持ちを持ったんですけども、結局その700万の券も1回目、2回目じゃ売れなくて、その後にもまた売るといふような格好が出ました。25%のプレミアムがあつて、700万円ぐらいのものが1人1万5千円買えて、といふようなことを考えた時に、なぜ売れないのかなと。やはりこれ自分でプレミアムという25%のプレミアムがあつても、やはり一時にお金を出して、それを買っておいて、その後使うといふのは、やっぱり全ての方にオールマイティじゃないんですよ、これね。今回も33%得するんだと思つても、この金額を買える方がどんだけいるのかなというふうに考えます。私はこれを見た時に、非常にいい施策だとは思ひんですけども、やはり町民の中には買える人、買えない人という差が出てくるんじゃないかと思ひます。これはこの趣旨といひますか、売り方からいきますと、ある程度、町民に全て券を配って買つていただいて、それで残った場合はまた売るといふような形になると思ひます。こんだけ33%のプレミアムですから、欲しい人は本当に欲しいと思ひます。だから売り切れないといふことは最終的にはないんじゃないかと思ひますけども、時間がかかれば。やはりそんだけお金を持って過ごせる方では買えないんでないのかなといふことを考えます。これは先日、置戸議会では町民1人5千円といふ給付金をまた再度やるといふことで決めました。これは私は置戸の方に聞いたんですけども、プレミアムやんないのかい、それで給付金なんですかって話を聞いた時に、やはり現物、ただといふか、全てがもらえるお金でないと町民にとっては買えない。やっぱりプレミアムをやると、買えない人がたくさんいるんだと。やはりこういう時は全員に現ナマといふか現金、全てが使えるような1人5

千円でもいいから現物の方がいいんだよと。そういう結論の中で置戸は再度5千円を配付するという形をとったという。私も先ほどの置戸の話聞いたからじゃありませんけども、プレミアムに、これ総額でいきますと本当に4千万円でしたよね、確か。発行総額で5,700万円ですから、これが本当に全町民にいい感じで渡るのがかなというのと、ちょっと疑問を呈す。やはり全てとは言いませんけども、やはりそういう5千円でもいいから別に配付できるような施策の必要性を感じるんですけども、いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 今、飲食の4月に発行されたプレミアム部分で700万円とかっていうことだったんですけども、発行総額については、それよりも少なくても375万円分になっています。ちょっと今、手元にはないんですけど、券自体はひと月ないぐらいで売れているんじゃないかと思うんですけども。全て短い期間で売れてると思います。

それで、商品券、配付した方がいいんでないかというご質問だったかと思えますけども、前回というか、今、元気なまちづくり商品券配布して9月末まで、今月末まで使用期限としておりますけども、そういう案も室では考えてたんですけども、商品券を配布になると、あまり高額な額ということにはならないんで、例えば今回5千円出して、商品券1人5千円ですけども、それでいくと5千円しか使わなくなりますよね、それだとお店の方の対策にはならないということで、今回プレミアム付けて、町民の方にもお金を出していただいて、それに対してプレミアム少し付けて経済対策にしようということでの今回の33%というか、3千円出せば千円お得、4千円で使えるということでのプレミアム商品券としてます。今、余湖議員のお話がありましたとおりの総額にすると5,790万円になりますので、前回の元気なまちづくり商品券でいけば発行総額については2,400万円ぐらいなんで、倍以上の経済効果があるんじゃないかと考えております。

それから、町民ですね、できるだけ買いやすいようにということで、訓子府町以外で発行してるとこ見てますけども、1万円単位とかっていうところが結構あるんですね、1万円単位で例えば5冊までとかってなると、分割して変えませんかとなると、一時的に5万円立て替えなきゃならない、それでは、本当にお金持ってる人しか買えないんじゃないかということでの、今回、3千円を単位として1人3セットまでで9千円分で1万2千円の買い物ができるというプレミアム付きの商品券としました。

それからほとんどの町がそうですけども、その分割して買うことできないんですよ、1万円の券5冊まで買えますといっても、一時、その時買わないと、5万円ださないと1冊だけで、また次に次の1冊買いますということできないんですけども、今回は1人3千円の3セットまでなんですけども、引換券を発送する時に、ちょっとやり方はまたあれなんですけども、3回に分けて買えるように引換券送付する予定となっておりますので、3千円単位で買えるということで買いやすいんでないかと。そのように考えております。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

あと7分です。

○8番（余湖龍三君） 確かに3千円ずつ買える。これはじゃああれですか、町民1人に引換券をしかも3枚ずつ渡すという話ですね。そうなるから、その町民は3枚をいつでも使える。いつでも3千円ずつでも換えられるし、3枚いっぺんに換えてもいいしと。そうい

う言い方で買いやすいからという話ですね。確かに買いやすいんでしょうね。じゃあその券については、券については、本人確認の中で本人しか使えないというような状況になりますか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 引換券なんですけども、世帯単位では送るんですけども、名前入りの引換券をお送りする予定です。なので4人家族でしたら4人分の引換券が送られて、それをもってで、必ずしもその本人が行かなきゃだめだということは、子どもとかも、お年寄りで家からこう出られない方とかもいらっしゃいますので、その家族が引き換える分については、その引換券を持ってきた段階では購入できるということで考えております。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） そこまで考えていけば町民の方、しかも券をもらった人しか買えないので、公平な配付になるのかなというふうに考えます。販売期間が10月12日から11月20日までのひと月間の中で、それがすべてはければいいなという気持ちを持ちますが、一つお聞きしますが、これその間にはけなかったらどういう対応をとるんですか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） すべて買ってもらうということが目標というかですけども、どうしても購入できなかつたりとかする場合もあると思います。その場合については、残り分というか、状況みながら今度は誰でも、道の補助についてはプレミアム分の補助については、訓子府町民だけじゃなくて、訓子府町民以外の方も広く誰でも買えるようにしてくださいというのがきてます。なので、それも含めて誰でも今回買った人も含めてですけども、誰でも買えるようにということで販売したいと思っております。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） ということは、今の室長の説明からいくと、11月20日まで売って残った分に関してはフリーの格好で町外の方でも引換券の持っていない方でもいいですよということなんですね。それをやると券は売り切れますけども、フリーということになりますんで、やはり十二分に余裕のある方が余計買って消費してくれるということになる。ですから消費するという点に関しては非常にいいことなんですけども、やはりきっと中には9千円で3人家族で2万7千円も換えられないなというような方も実際にいるんじゃないかと思えます。そこら辺は逆に行政の方がよくおわかりじゃないかと思えます。私はできればそういう方々にだけでもいいから、5千円とかっていう、そういう元気な商品券を配るぐらいの気持ちがあってもいいんじゃないのかなと。確かに5千万円の経済効果というのは大きいですけども、それに便乗できないような家庭の方もいるんじゃないかと思えます。そこら辺のことも考えた中でこの件については、もう少し考えていただきたいと思うんですけども、これ補助金の関係もあるんで、どういう補助の交付税の余りがあるのかどうかわかりませんが、しいて言えば総額減らしてでも、そういう対策がとれないのかなと思えますけども、そういう考えはございませんか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 今回のにつきましては、前回、元気なまちづくり商品券配布しているのもありまして、経済効果を高めるという意味でもプレミアム

付きの商品券を販売するという事で考えてますので、今後のコロナウイルスの感染状況によっては、場合によっては、そういうことも出てくるかもしれないですけども、今回の補正予算に提案させてもらっているのは、プレミアム付きの商品券の販売ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 余湖龍三君。

○8番（余湖龍三君） 大変、行政の意向がよくわかりました。私としましては、やはりそれではきっと不公平感が出て、得をする人損をする人ということにはなりませんけども、やはり大変そういうものを必要としている方には当たる当たらないでいくと非常に問題のあるところもあるんじゃないかと思っておりますので、やはり、できれば今回の補正の中でも考えていただきたいですけども、もしか機会があるならその次の時にはもっと考えてほしいというふうな考えを持っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で一般質問を終わらせていただきます。

○議長（須河 徹君） 8番、余湖龍三君の質問が終わりました。

ここで2時まで休憩いたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時00分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、6番、西森信夫君の発言を許します。

西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 6番、西森です。通告書により一般質問を行います。

本町でのキャンプ場の考え方について、町長、教育長にお伺いをいたします。

令和時代となり、世界的な新型コロナウイルス感染症の拡大によるさまざまな社会の変化がみられ、また、現実が変わりつつあります。本町においても町民生活への不安が続いている中、成り行きを注視し早い終息を願うところです。

例年であれば、夏休みや海水浴、旅行やキャンプ、子どもたちが楽しみにしていた夏休みも短縮され、各家庭が知恵を絞り自分たちでできる安全で簡単に楽しめるバーベキューやキャンプ、近くのスーパーへの買い出しぐらいがせめてもの息抜きになっています。そのような中、各種報道、情報によると全国的にキャンプでの休暇の取り方が多い傾向にあるようです。

そこで次の点につき伺います。

一つ、キャンプ場を足掛かりに商業の発展や町の活性化につなげては。

二つ、町民の癒しの場として整備する考えは。

三つ、若者やファミリーのニーズに応える考えは。

伺います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「本町でのキャンプ場整備の考え方について」3点のお尋ねをいただきましたので、教育長へのお尋ねもございましたけれども、私の方からまとめてお答えさせていただきます。

1点目の「キャンプ場を足掛かりに、商業の発展やまちの活性化につなげては」とのお尋ねがございました。

まず、管内のキャンプ場施設の主な状況になりますが、運営形態は、市町村、北海道、公社、民間などさまざまであり、中でも、市町村で運営されているキャンプ場が多く存在しています。

キャンプ場の施設の設備等につきましては、コテージやバンガローといった建物での宿泊が可能であるキャンプ場や、車が乗り入れられ、電源の使用も可能な、いわゆるオートキャンプ場のほか、車の乗り入れができず、トイレと炊事場だけがある簡素なキャンプ場までさまざまでございます。

設置した目的も、パークゴルフ場などレジャー施設、温泉や観光名所など周辺の施設の利用拡大につなげる効果への期待や、住民の余暇を楽しむ場の提供など設置当時の各市町村の狙いが反映されたものと思われまます。

今年の利用傾向につきましては、管内のいくつかのキャンプ場運営担当者に確認したところ、7月、8月の利用者は例年より若干多かったと回答したキャンプ場もございましたが、一方で、新型コロナウイルス感染症予防対策で入場者の制限を行った結果、利用者数に変化がなかったキャンプ場もあったようでございます。

キャンプ場の利用者の地元での商品などの購買につきましては、どの担当者からも地元商品の目立った購買につながっている印象はあまりないとの回答がございました。

このことから、長期間道内を周遊している方が地元の特産品などを購入するケースは想定されますが、夏休みや週末などの短期間の利用者の地元での商品等の購買力はやや限定的であると思われまます。

これらの点を総合しますと、現時点ではキャンプ場の設置につきましては考えておりませんが、今後、まちの活性化を企画する中で検討させていただきます。

2点目の「町民の癒しの場として整備する考えは」とのお尋ねがございました。

キャンプ場の立地につきましては、主に市街地から離れた、緑豊かな森林公園内や湖畔や海辺など日常の喧騒けんそうから離れ、静かな美しい景観が望める場所に設置されている傾向があります。

その傾向を参考にしますと、本町の場合、候補地の一つとして、レクリエーション公園がその条件にあたるかと思われまます。

レクリエーション公園では、スポーツ施設や遊具、展望台が設置されており、仮ではありますがキャンプ場を設置する場合は、現状の施設を工夫しながらキャンプ場を設けるのか、または新たに造成するののかといった選択になりますが、いずれにしましても、既存の設備の利用者との兼ね合いや町民がどのような利用形態を望んでいるか把握する必要がありますので、それらニーズ等の把握方法も含め今後検討させていただきます。

3点目に「若者やファミリーのニーズに応える考えは」とについてお尋ねがございましたのでお答えします。

キャンプの楽しみ方には、利用者の年齢層やグループの人数などによって多少異なる場合があるかと思われまます。

また、最近では、1人でキャンプを楽しむ方もいるなど、楽しみ方が多様化しております。

一般的な印象ではありますが、若い方がグループで利用する場合は、飲食を伴いながら、楽しく賑やかに利用することもあるかと思われ、また、ファミリーでの利用で特に小さな子ども連れなどの場合は、就寝時間が早く、朝も早く起床し、朝食を家族で摂られ、家族団らんでゆっくりと過ごされるケースが多いかと思われまます。

また、1人で利用する場合は、簡素な食事に読書や焚火などを気ままに楽しむといった過ごし方も一部でしょうが流行っているとも伺っております。

このように利用者によってキャンプの楽しみ方や過ごし方、目的などが多様化しておりますから、より多くの方に利用していただくにはさまざまな角度から、どのような余暇を楽しむ施設が望まれるのか検討が必要であると思われまます。

以上、お尋ねのありました3点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 何点か再質問をさせていただきたいと思ひます。

今回の私の質問は非常に夢と希望と期待の質問になりますので、よろしくお願ひをしたいと思います。

今年是非常にコロナ禍の状況の中、各種報道や情報によりますと、全国的に、先ほど町長も答えていただきましたが、全国的にキャンプ場やグランピングというんですが、グランピングが休暇の仕方多いと。そういう傾向にあるようだと。しかもどこのキャンプ場でも満杯状態が続いたという報道がありました。町長はもういつもと同じな施設もあつたよという話でしたが、そういう報道がありました。ファミリーがマイカーでグランピング、キャンピングを非常に楽しむと。これからの社会現象の一つかもしれないというふうに思ひます。本町にもそういうキャンプ場が必要と私は考えますが、いらないと考えるのか、必要と考えるのかお伺ひをしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ズバリ回答しなきゃならないんでしょうか。可能性としてはですね、将来的にいろんな検討しなきゃならないレクリエーション施設やレジャー施設等々あるでしょうけど、現時点では、いらないと思ひます。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 大変こう、スツパリといらないと答えていただきましたが、将来的に私は10年先をみたらいと私は思ひますね。それでグランピングという、これ造語になるんですが、最近こういういろいろメディアなんかでささやかれている言葉の中にグランピングとは優雅でおしゃれなキャンプ場と。今風のキャンプ場だということらしいです。大自然の中、贅沢な空間で楽しい時間を過ごすという意味合いがあつて、アウトドアの新しいスタイル。グランピングの一番のメリットは気軽に行けるんだよということらしいです。私は職業は農業ですから、いつもグランピングをしているようなものです。いつも自然の良いとこでやつてますから、人の混んでいる飲み屋のたくさんあるとこ行きたいんですが、町民はそうで、町民というか、まちの人はそうでなくて、特に都会の人は人のいないとこで自然のあるとこでゆっくりグランピングをしたいなというふうに思ひるのが今のまちの人の考えらしいです。菊池行政が3期半の努力と町民のご理解でまちの施設が非常に立派になりました。将来のまちづくりに一定の安心感と安定を感じます。そこで立派にな

った各施設と暮らしやすい、このまちに1人でも多くの町民が定住して日々の生活を楽しめるまちづくりを目指してキャンプ場を整備でもいいし、新設でもいいし、将来的に10年先を目指して、ああ当時の人はよくぞ作ってくれたなというようなものを作る考えは再度お聞きしますが、ないでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 今、私が町長になって14年になります。やり残しがたくさんあります。その一つの中に図書館があります。それから道の駅があります。それからドックランなんか町民の要望があって検討していかなきやならないということですけども、まだ時期尚早ということで見合わせていますので、その中の一つにグランピング、あるいはキャンプ場ということがあるのではないかなと私は思います。管内の状況を調べさせていただきましたら、うちのレクリエーション公園の利用人数とさほど変わらない。かなり金かけて目的的にやっているところは別としまして、簡易なあれでしたら、例えば焼肉のあのバーベキューハウスやいろんなところ含めてですね、本当に実績的にはそんなに変わらない。そして私はあそこの公園の近くに住んでおりますけれども、花見の時期、それから初夏の時期というのは、ものすごい人が北見からも来てあふれて、キャンプはキャンピングカーというのが主流ですけどもあります。だから可能性としては、私はないとは言えないと思いますけれども、ただ、現時点では、今ある施設を有効に使っていただいて、環境整備に努めるということを一義的に考えるべきだなというふうに考えています。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 今、町長が非常にいいお答えを出していただいたなというふうに私は思います。協成の公園ですが、非常に公園を作った時に火山灰地で非常に雨に弱くて、あんなとこになんで作ったんだろうなという、私も思いましたし、当時、町民の方は、いや協成に作ったんだというような答えが多かった土地であります。今になってみると北見あたりからかなり子連れの人たち、それから幼稚園がバスで来るとか、非常に利用価値が多いんですね。ただ、そういう人たちに聞くと「訓子府町の公園は非常に安全でいいです」と。「整備されてるけどいいです」と。「ただ車で中まではなかなか入れないし、施設がもうちょっと利用価値、使いやすいような公園になってくれればいいな」という声が非常に聞かれるんですね、まずあそこにキャンプ場を整備すると仮定した場合、やっぱりキッチンカーなどもどんどんこう来てくださいます。それから販売する販売車なども設けるようにして、ただ、商工会などと連携を図って利用促進をうんとする。それからあそこに芸術品がありますが、芸術品すら、知らない町民がかなり、半分ぐらいまだいますよね、あそこにあるというの。せっかく整備して、あそこに展示したならば、やっぱりそういうものを有効に使う手段として、あの公園を整備し直してキャンプもできる、オートキャンプもできるそういう施設に変えてはどうかと私は思いますけどどうでしょうか。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 全く今のレクリエーション公園の現状把握は議員のおっしゃるとおりだと思います。ただ、例えば商工会があそこで芝桜まつりというのをやっていました。それが今、銀河公園まつりになって、お祭りの会場を駅の方に移設したという経緯がございます。それは来たお客さんがレクリエーション公園では商い活動に限定があると。ですから、よりまちに近いところでもって行って、銀河公園まつりをやろうということが趣旨

だったようですから、全く商工の方々がそこで営業活動をやれる、そしてかなりの人数が来て、そこで商いができるかどうかということが問われてしまうということがございますので、非常に難しいなというふうに思いますけども、いずれにしても可能性としては、あそこしか私はないんじゃないかなというふうに思います。あとは河川敷でゴルフ場ではないんですけども、打ちっぱなしのあそこでグリーン芝生があります。あそこなんか将来的にですね、考えていくキャンプ場として考えていい面積があるのかなと思ったりしますが、しかしここ1、2年の問題ではないなというふうに思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） キャンプ場の問題を考える時に、管内一、網走管内一、利用しやすい、今の時代に合ったキャンプ場を目指して作ったとするならば、網走管内だけでなく、やっぱりこのモータリゼーションの発達、それからキャンピングカーの発達、若い人たちが非常に家族を連れていろんなところへキャンプをしたりグランピングをしたりする時代にやっぱり脚光を浴びて、うちの我が町に来てくれるんでないのかな。それを考えた時に、現在、網走管内で一番こう流行っているというか、混んでいるキャンプ場ってどこなんだろうと思った時に、2か所ほどあるんですね、もういつもいっぱい予約もとれません、それからコテージもとれませんというキャンプ場があるんですね。やっぱり本町もそういう施設を目指して作ってみれば若い人たちも非常にこう、うちの町は良い町なんだというふうに思うんじゃないのかなというふうに私は思います。当然、人が集まれば経済効果が発生してきますし、うるおうんですね。それをやっぱりひとつ目指してはいかがかなというふうに私は思います。たかだかキャンプ場かって言うけども、キャンプ場から火がついて非常に本町は交通の便、将来的に考えれば高速の乗り場、降り場がある、できてる。そこからやっぱり協成の公園というのは非常に近いですね、だから地の利というか、オホーツクの入り口という面では非常に道の駅を仮に作ったとしても、農産物、それから海産物も非常に近いところで商売ができる。特に今コロナですけども、これが収まって、やっぱり外人も日本人も北海道旅行に目を向けて来だすと、これオホーツク道が整備されれば、北見、網走まで高速道路がつながれば、やっぱりオホーツクに来て、訓子府の道の駅に寄りたい、訓子府のキャンプ場に行きたい、将来的にやっぱりそういうものを目指すべきではないかなとつなげてそういうものを目指すべきじゃないかなと私は思いますがいかがですか。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） ただいま、管内でも常に人気があって混雑しているキャンプ場もいくつかあるというご紹介いただきましたけども、管内に限らずですね、道の駅を併設して人気のあるキャンプ場、他にも、例えば新篠津ですとか、そういったところも有名なんですけども、あそこにつきましても、ご承知かもしれませんが、しのつ湖ですか、とかですね、あと広大な芝生、それから札幌圏から近いということで岩見沢、江別からもかなりのお客さんがみえているということをちょっと担当の方にもお聞きしたんですけども、そういった一定程度ですね、ロケーションも含めてですね、確保しないと、なかなかそこまで思い切った設備整備というのが難しいということもございますので、うちの町ですね、それだけの場所が確保できる場所というのがなかなか物理的にも難しいということもございますので、そういったことも含めながらですね、今後はまちづく

りの中で、一答目でお答えさせていただきましたとおり検討させていただきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 新篠津、ここに私の同級生もいるんですが、何も無いところですね。ただダラーっと広い広場があってということなんですが、やっぱりそういうのを整備すると、どこから調べてくるのかわからないけども、もう嫌になるほどいるんですね、全然入れないほど、待ち時間があって、何とか空かないかなというぐらい待っているぐらい、こう車がひっきりなしに来るようなところなんです。やっぱりそういうものを目指せば、やっぱり今のこういう時代ですから、インターネットで調べて、訓子府にもものすごく立派ないいところがあったと。あのキャンプ場を核に道東を回れば、ゆっくり1日、2日、回れるぞという、あれがつけばね、やっぱり観光客というか、訓子府の町がさびれずに人の行き来が盛んになるのではないかなというふうに私は思いますんで、今後、検討をひとつしていただきたいなというふうに思います。

2点目の町民の癒しの場、これは非常に、今、自分の子どもたち、さらに孫たちの世代には全く、孫たちは孫たち、子どもたちは子どもたち、年寄りも年寄りの核家族の生活になっております。非常にそういう家族間の触れ合いの場がないという中で、たまたま今年、私もちょっとキャンプ場に足を向けたことがあるんですが、非常に都会から来た家族が、おじいちゃんとおばあちゃんと孫たちが非常に和やかというか、そんなあれを見たんですね。いろいろ話を聞いてみると、今までは息子たちは息子たちで別に住んでいると、だけどキャンプに来たら、こんなにいいもんだっていうのはじめてわかりました、いろんなところへこれからも行ってみたいという話がありました。やはり老若男女みんなが集まって、こうバーベキューをやったり、キャンプをしたり、そして年寄りが年寄りの知恵で子どもたちにいろいろ薪のくべ方だとか、それから切り方とか教えているんですね。やっぱりそういう場所というのは必要でないかなというふうに私は思うんですね、子どもの教育。ただパソコンだとか、今の勉強だけをさせればいいというのではない、やっぱり生活の中からでもやっぱり子どもたちにいろいろ教えていかんきゃならんのではないかなと私は思うんですが、教育長、その面からはどうでしょう。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 今、町民の癒しの場とする中で子どもと、要は家族の中でのあり方というか、過ごし方も含めたご質問だと思っております。キャンプを含めた中で言えば、自然の中で癒しを求めながらやるという、その中で家族がいて、その辺のどこをやるというのは非常に子どもたちにとっても非常にいい場だというふうに私も思っております。それで、前段の質問とも関連するかもしれませんが、まずキャンプをはじめたきっかけというところはどのようなのかということをおもひてたら、アンケートみたいのがあったんで、ちょっとその辺を披露したいと思いますけど、まずやっぱりキャンプをはじめたきっかけが一番が家族との団らんなんだと。その時に自然との触れ合い、そういうところでいえば、キャンプっていうか、アウトドアっていうか、そういった意味では、そういう機会にキャンプというのは有効なんではないかというふうに思っているようなところで。また、核家族の中で議員おっしゃるように、おじいちゃん、おばあちゃんとかとの触れ合いの場もなかなかなくなっている中で、そういう場を設けることによって、子どもの情操

を育てるという意味では、非常にいいもんだと思っていますので、その自然の触れ合う環境含めて、家族ともそうですけど、学校の間でもその辺のどこを生かしながらやっていきたいと思っています。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） それとですね、今ある協成の公園なんですけど、規模は非常に小さいんですが、あの公園、こう来ている子ども連れ、北見市あたりから来ている子ども連れさんだとか、それから幼稚園がバスで何人か連れてくる人たちの先生方に聞くと、規模は非常に小さいんだけど、遊具がちょろちょろとありますと、その遊具も子どもが小さい子どもたちがこう遊べるようなものが置いてあって、特にバッテリーカーなど、もうどこ行っても今、あんな小さな、こうちょろっと動くようなものはないと。非常に安全だし、この公園はいいですねっていう声をいただいたことあるんですね、やっぱり町民というか、市民というか、求めているのは、そんな大きな立派な高い入場料払って入る公園ばかりでなくて、やっぱり自分たちの手近にある、いつでもすぐ行けるような公園、それか遊園地、芝生の上で犬や自分が連れていった小動物なんかとも遊べる、それから家族同士がやっぱりこう和気あいあいと食事を楽しめる、それからそこに大きな噴水でもあれば最高の癒しの場となる気がするんですね、やっぱりこんなものを整備したって、そんな何千万円もかかるような整備ではないと思うんですがいかがですか、これは、この件に関して。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） 今、公園の話ということで、レクリエーション公園につきましては、親水といいますかね、そういった施設もございますし、また、先ほど来、質問の中でもありましたバーベキューなんかもやるコーナーもございますし、そういった面では、ある意味、使いやすいと言いますか、親しみやすいような公園になっているんじゃないかなというふうに私どもは捉えております。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） それとですね、3番目の質問の再質問なんですけど、今回、一般質問するということにあたりまして、若い人たちから、もう訓子府の施設立派になって非常にいい町になったんだけど、自分たちのちょっと要望も伝えてほしいということで、何人かの若い人とか若いファミリーから声がありまして、1年に何回も子どもを連れて遊園地なんか行けないと。特にディズニーランドや都会、内地はなかなか行けませんと。ほかへ数、何回も行く訳にもいかない。特に北見の若松の遊ぶあそこにも1回か2回ぐらいしか行けませんと。そういう状況なんですね。だから身近に本町にやっぱりそういう場所、簡単にこうテントを張ったり、グランピングができる場所がほしいんだと。河川敷のパークゴルフの隅でもいいわと。いろんな要望がありますね、やっぱり自分たちが仕事の休みに、ちょっと車にキャンプ用品を積んで、子どもたちが土日で休みだよと、そしたら今日はキャンプでバーベキューでもやるかと、そういう場所を何とか確保できないだろうか、聞いてもらえないだろうかという声もありました。そういうことで、いやそういうことであれば一度聞いてみるかという答えをしたんですが、若い人たちもそういうことを求めているということに関してご存じでしたでしょうか、お伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 副町長。

○副町長（森谷清和君） 確かに今、議員おっしゃられたようなニーズも、直接はちよっ

とお聞きしてませんけども、あるのかなというふうにも想定されますけども、先ほどグランピングの話なんかもございましたけども、グランピングというのはどちらかというと富裕といいますか、富裕層といいますか、お金のある方たちが利用するような、あらかじめ、もうテントなんかも張ってあって、何も持たないでキャンプ場へ行ったらもう自然体験ができるだとか、そういったことができるような施設だと思います。それともう一つは、家族だとか、あるいはソロキャンパーですとか、そういった方たちが利用できるような、例えばオートサイトだとか、フリーサイトなんかもそうですけども、そういったようなキャンプ場も、いろいろキャンプ場のスタイルもいろいろ、キャンプのスタイルも多様なようにキャンプ場もスタイルもいろいろあるかと思います。そういった意味で、今回、キャンプ場の整備というご提案ございましたけども、どういった方たちをまずもし整備するにしてもターゲットにするのか、あるいは、そのことがどういった町の活性化に結び付くのかといったことを十分研究した中でですね、考えていかなきゃならないというふうに思っております。そんなことで、今、それが果たしてキャンプなのか、他のものも何かないのかといったことも考えられると思います。そういったことも今後、町の活性化策を考える上でですね、貴重なご意見として、これから検討の中に加えながら考えてまいりたいと考えておりますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 最初、町長に答弁いただいた時にやるつもりはありませんという時にああどうしようというふうに思ったんですが、やっぱりターゲットを絞るとか、それからキャンプに関して研究をすることによって言っている間に3年、5年すぐたつんですね、10年なんてすぐたつんですね。やっぱり検討をして、1年検討をしました。はい、2年目も検討しました、5年たってもまだ検討してます、では、前へ進みません。やっぱりやってみることが非常に大事なことで、やっぱり要望があればもう、今度、総理になった菅さんですか、なんでもやってみると昨日も盛んに言ってましたけど、やるかどうかあの人はわかりませんが、やると思います、やっぱりやってみると、これが大事なかなというふうに思います。やっぱり、どうせやるんなら、他町村や府県、それから都市部から訓子府へどんどん来て、いや訓子府の1回、そのキャンプ場に行ってみたいなというぐらいのこう、スマホの中で炎上するぐらいの、やっぱりそういう場所を目指して検討していただきたい。作っていただきたい。検討していただきたい。検討した結果、これはやっぱり町民の要望が強いなということであれば、ぜひ検討から実施に向けてのさらなる検討をしていただきたいというふうには私は思いますが、いかがでしょうか、町長。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） イエスカノーかって言われたからノーって言ったんですけど。ですから10年単位でいくと、将来的な可能性としてはあるだろうと。それから町の振興計画や総合計画の中で、実はキャンプ場というのはないんですよ。そういう点ではね、計画の中にきちんと入れながら考えていかなきゃならない。おそらく町に来たらキャンプ場とか、あそこのレクリエーション公園があったらどこで管理しているかといったら、建設課、あるいは教育委員会、野外活動として社会教育の中でどういう位置づけをしていくのかという総合的なやっぱり検討をしていかなきゃならない。それから、泉議員から先の議会で高齢者が集えるような遊具をね、考えた方がいいんじゃないだろうかと、そうすると今、

武蔵美大の彫刻なんかもたくさんありますから、総体としてあそこの公園として、あるいはキャンプ機能を持たせれることができるかどうかということも含めた総合的な検討をしていかなきゃならないなというふうに思います。ですから総合計画の中に新たな計画として、もう1回、内部でも議論をしてですね、入れながら、そして将来的な構想を明確にしていくという時がもうきているのかなとも思ったりしますので、時間が少々かかると思いますけども、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 少しずつこう進展してきて、何とか検討していただけるような雰囲気にはなってきたんですが、ドックラン、これドックランも非常に根強い町民、犬を飼っている方やなんか何か犬をこう連れてって離しとけば走れるようなところが無いんでしょうかねっていう声も聞きます。それから道の駅、これ前に私もやりましたが、訓子府に道の駅がないというのは非常に私はこうつらいですね。こんだけいい農産物があって、こんだけ本州へ送っても、どこに送っても、訓子府のイモはおいしい。訓子府の玉ネギはおいしい。何を送っても、メロン送っても、スイカ送っても、何を送っても訓子府のものはおいしいというのが、やっぱり昼夜の寒暖の差が非常にあるということで、これは絶対、富良野には負けてないと私は思ってます。これをやはり全国に知ってもらいたいなというふうに私は思います。女優さんでも頼んでコマーシャルでもしてもらってもいいから訓子府をこう売り込んでほしいなと私はそれぐらい思ってます。ぜひキャンプを核にして、キャンプに来た人にやっぱり訓子府の地というのはこういうところで、こういういいものがたくさんあるのかと。それをまず知ってもらおう。それから自分の家族と同じような犬や猫を連れてでもキャンプに行ける施設が訓子府にある。そういうものをぜひこう目指していただきたいな。子どもたちがそういうところで育った子どもたちがやっぱり訓子府に定住すると思います。これからは都会に行かなくてもリモートでいくらでも仕事できる時代になってきますから、訓子府に住みながら都会の仕事もできるということにつながっていくと思います。ぜひ訓子府で育った子どもたちが離れないようなことを考えて定住してもらえるようなことを考えて少しでも町民がなんとかこうやってほしいということに伝えていくべきだなというふうに私は思いますので、私の意見が通るかどうかはまだわかりませんが、要望として申し添えておいて、私の質問をこれで終わりたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 西森議員の主張していることというのは、トータルとして決して間違っていない。人間の余暇というのは、そういう点でいくと、もう将来見据えて、そういったことを整備していく時代に入ってきているんじゃないのか。これは誰も否定することはできませんので、今、既存のあるレクリエーション公園や河川敷の公園等の活用も含めてですね、多目的にキャンプ場だけではなくて、例えばドックランとか、いろんな機能を持たせたものをですね、道の駅も含めて、総合的な検討に入っていかなきゃならないんじゃないのかなというふうに私は思います。ただまあ、ご存じのとおり、例えば、西森議員も大変ご苦労されている駅での朝のありますね、日曜日に毎回やっているやつ、今もう物買えないんですよ、並んででも、ものすごい人が増えてきている。すなわち、あれをやってからもう10年たっていると思うんですけども、やっぱりそこを定着して一つのものが波及して管内的な影響力を持っていくというのは、これなりの年数がかかるんじゃない

いかなというふうに思います。ただまあ、イモ玉だけでは道の駅はできない。やっぱり加工も含めたですね、そういったものも含めて商品がそこに陳列されている。そして波及効果が出てくるような状況をどう作っていくかということは、これは前も私が答弁させていただいたんですけども、でも少しずつ、そういうリピーターといいましょうか、そういう人も増えていますので、決して、全然考えてないとか、やれないとかってことではなくて、今後、検討する価値は十分あるというふうに思いますので、ご理解いただきたいと思ます。

○議長（須河 徹君） 西森信夫君。

○6番（西森信夫君） 以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（須河 徹君） 6番、西森信夫君の質問が終わりました。

ここで2時50分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時39分

再開 午後 2時50分

○議長（須河 徹君） 休憩前に戻り、会議を再開いたします。

次は、10番、西山由美子君の発言を許します。

西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。通告書に従いまして、町長、あるいは教育長に質問いたします。

コロナ禍の影響で生活が困窮している世帯の把握と支援状況について、伺います。

昨年12月に中国の武漢市で「新型コロナウイルス」が確認されてから9か月が経過しました。9月上旬の世界の感染者数が2,660万人を超え、死亡者数が87.5万人との情報の中、国内でもそのコロナ禍の影響で失業者や休業者の数が4月、5月で400万人以上とも言われています。その後の国や各自治体の対策でさまざまな救済が行われていますが、本町においても町民の暮らしへの影響が気にかかるところです。

幸いに感染者もいなくて、安全な本町ですが、コロナ禍の影響で生活が困窮している世帯の把握と支援状況について、町長に伺います。

1点目、町民への相談体制と相談件数および困窮していると思われる世帯数をどの程度把握されていますか。

2点目、生活福祉資金（緊急小口資金）などへの申請状況は。

3点目、失業や収入減少などで税金や住宅使用料徴収への影響は。

4点目、これは教育長に伺います。児童生徒の就学援助費の追加申請の状況は。

5点目、今後の町民への相談・支援体制への考え方は。

以上、5点伺います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） ただいま「コロナ禍の影響で生活が困窮している世帯の把握と支援状況について」5点のお尋ねをいただきました。教育長へのお尋ねもございますが、私の方から答えさせていただきます。

まず1点目に「町民への相談体制と相談件数および困窮していると思われる世帯数をど

の程度把握されているか」とのお尋ねがございました。

世界中で猛威を振るう新型コロナウイルス感染症による経済や生活への影響は、本町においても大きな打撃を受けているところです。特に休業や失業などにより収入が減少している状態の人は本当に大変な生活をされていることと推察しております。

生活困窮の相談窓口は福祉保健課ですが、これまで新型コロナウイルス感染症による生活困窮の相談の件数は、1件もありませんでした。「ひとり親世帯臨時特別給付金」には新型コロナ感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少していると申し出があった者に対して「追加交付」が支給されますが、本町では、これまでに6人が申請されております。

また、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の減免申請では、15件の相談があったようです。

しかしながら、困窮世帯の具体的な把握は、困難であるのが現状ですので、ご理解を願います。

2点目に「生活福祉資金緊急小口資金などへの申請状況は」とのお尋ねがございました。

この生活福祉資金緊急小口資金は、厚生労働省が社会福祉協議会を窓口し、緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった人に、生活福祉資金の特例貸付として実施している貸付資金です。

北海道社会福祉協議会からの報告によりますと、これまでに本町の4人に対して貸付しているとのことであります。

3点目に「失業や収入減少などで税金や住宅使用料徴収への影響は」とのお尋ねがございました。

税については、納付が遅れている人に対し、電話による催告をしていますが、現段階では、新型コロナウイルス感染症の影響によって「給料の支払いが遅延しているので納付をもう少し待ってください」との相談が1件ありました。8月末までの収納率について、前年同期と比較して同程度で推移しており、現段階では、新型コロナウイルス感染症の影響は少ないものと考えています。

また、住宅使用料についても収納率は同様で、影響はないものと考えております。

4点目に「児童生徒の就学援助費の追加申請の状況は」とのお尋ねがございました。

就学援助制度につきましては、経済的な理由により就学困難な児童生徒の保護者に対して、国の示す基準に基づき学用品や新入学用品費、修学旅行費、給食費などの一部を援助する制度であります。

本町の就学援助費の状況については、令和元年度は36世帯、児童生徒数59人、今年度につきましては現時点では34世帯、児童生徒数54人となっております。

新型コロナウイルス感染症の影響で経済社会が悪化する中、本町といたしましても、例年であれば就学援助の申請を3月末日までとしているところを4月以降も随時受け付けるなど、生活状況に寄り添った支援となるよう配慮しているところであります。

新型コロナウイルス感染症の影響による就学援助の申請は現在のところございませんが、本年度、所得要件を超えて認定されなかった世帯への収入状況の確認や、町広報や学校、民生委員などを通じて新型コロナウイルス感染症の影響を受ける世帯などの実態把握に努めながら、子どもたちが安心して就学できる環境を整えてまいりたいと考えております。

5点目に「今後の町民への相談・支援体制の考え方は」とのお尋ねがございました。

新型コロナウイルス感染症対策につきましては、いまだ感染症の収束を見ることができず、感染症の詳細や治療薬、ワクチンは研究段階であることを考えると、今後町民の暮らしへのさまざまな影響が発生することが予測されます。

そういった状況を見据え、町民生活や社会経済活動に広くアンテナを張りながら、各担当部局が連携した中で相談体制を構築するとともに、支援が必要な人に柔軟に、そして迅速に対応できるよう努めてまいります。

以上、お尋ねのありました5点につきましてお答えいたしましたので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 通告書に従いまして、再質問をしていきたいと思っております。

今、お答えの中で、本町にはコロナの影響で急激に生活が困窮した方は今のところ相談も一つもないということで、ほんと胸をなでおろしたところです。なかなか私たち議員も10名が例えばいろんなお宅を伺って、そういうお話を聞きたくっても、こういうデリケートな生活の暮らしに関わることはなかなか私たち議員だって皆さん話はしてくれないと思いますし、やはり職員の方が町民全ての実情を把握しているので、まずは職員の方に現状をお聞きしようと思って、この質問に立ちました。

生活困窮者の自立支援制度というのが平成27年4月に施行されて、今5年目ですか、それに関しては、私たちの町は小さな町ですけれども、その自立相談支援事業というのが本町の現状がちょっとわからないので、今、相談がコロナ禍による影響の相談がなかったですよと言いましたけれども、もし私がそういう意味で悩んで相談しようと思った場合、今の訓子府町の窓口はどういったところで町民を出迎えてくれるのか、その辺お尋ねしたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 生活困窮世帯の自立支援制度、これについての本町の対応についてのご質問だったかと思っております。

これにつきましては、まず、福祉保健課の方が窓口になりまして、お話聞くこともありますし、その他に現在のところ5月から9月ですけど、毎月1回、本町において月末ではありませんけれども、相談センターふくろうさんが相談窓口を時間帯を作って設けていただいているということがございます。相談実績については、そんなに多くはないといえますか、ほとんどないんですけど、そういった生活困窮者自立支援制度を利用した、そういう相談体制はとっております。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 全国の社会福祉協議会の報告によりますと、このコロナ禍による緊急小口資金の申請件数が全国で3月下旬から8月29日までに約70万件的相談があったそうです。8月以降は週に2万件的申請があり、貸付が決定されたのは約68万件的で総額1,243億円と報道がありました。それで9月末までの申請期限を12月末まで延長したという厚生労働省の報告がありました。同時に総合支援資金という貸付もありますが、それも年末まで延長したと。やはり大都会を中心に感染者数が多いところがそういうことなのかなという思いもいたしております。また、隣町の北見市では、生活困窮者自

立支援制度を通じて新規相談された件数が3月から6月までで632件とありました。これまでは年間100件程度の相談でしたが、今回やはりコロナ禍の影響が大きかったというふうに新聞報道があります。で、私たちの町は今、課長がおっしゃったように福祉保健課が窓口ですよということがありますけれども、本当に生活が困窮している場合、要するに蓄えがなくて、借金もあって、これ以上どうやって暮らしを続けていったらいいかという場合に、やはり相談するという人というのとっても難しいと思います。本人にしてみると。で、唯一の相談相手として、職員の方々がやっぱり1人の不幸を、住民の不幸をね、見逃さないということで毎日お仕事してらっしゃる訳ですから、そこが果たして現実に本当の困窮者がいないから相談がないのか、それとも相談しやすい状況にあるのか、その辺がまだ私には見えないんですけども、そういった状況の中で、例えば福祉保健課には、以前から福祉なんでも相談室というのがありました。今までの福祉課の相談窓口でどの程度の相談件数があつたのか、このコロナに関係なくですね、住民にどれだけ浸透しているのかということを知りたいんですけど、その点お願いいたします。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 福祉なんでも相談、この電話による相談の受付窓口でございますけども、年間1、2件あるかどうか、そういった相談があつた場合には、生活保護の相談だったり、そういったところに話をつなげてはいるんですけども、今年に入ってから1件もないというのが現状でございます。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） このコロナ禍で休校からはじまって緊急事態宣言が発令されて本当に先ほどの余湖議員のお話じゃないですけど、あらゆる職業に影響が起きました。ということは、飲食店だけじゃなくて、そこで働いている方々にも多分、大きな影響があつたんだと思うんですけど、そんな中で5月号にまちからのお知らせの中で社会福祉協議会の、毎月出している175号の中にこの緊急小口資金と総合支援資金の説明がありました。よく下の方を見てもみますと、この特例貸付、要するにこの緊急コロナ禍の中の特例貸付なんですね、国が発令した。それは令和2年3月25日から受け付けを開始しますよというふうに書いてあります。私が町民として、その情報を見たのは、5月1日号の175号の社会福祉協議会の通信の中で見たんですけど、この以前にも3月からこのことは町民には知らされているんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） この事業につきましては、社会福祉協議会の事業となっておりますので、ちょっと詳しいことはわからないんですけども、この事業自体は元々ありました。今回のコロナの感染症対応としまして、金額を倍増して借りやすいような状況ということ coron にあわせて作られたというのが現状でありますので、5月の広報以前には周知をされていたかどうかまではちょっと確認はしておりませんが、元々あつた制度ということでご理解いただきたいと思ひます。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 実は今、課長がおっしゃったように、社会福祉協議会が窓口として、本当に生活困窮した方々にさまざまな貸付があります。ただ、私思ひますのに、自分の暮らしがひっ迫して、蓄えもなく、借金もしあるとしたら、これ以上貸付が

増えるということは決してその人を本当に救済することにはならないんじゃないかと思えます。ただ、こういう公的な貸付の場合は、利子がなかったり、それから緊急の場合は保証人はいませんよと、今回の場合ですね、それに書いてありますし、それから措置期間が長いですね、1年以上だったり、それから返済期間もとても長いです。この辺がやっぱり民間のね、貸付と違うとこであって、そこまで困った人たちがわかっているのかどうか、そこにこうつながっていけるのかどうか。質問しました3点目の住宅使用料とか税金とか、そういうのも払えない、暮らしが大変なんですから、払えなくなった時に滞納が所管事務調査でもよく職員の方に聞きますけど、滞納がひと月ふた月ぐらいだったらまだ挽回できたとしても、もう何十万もたまってしまった場合、やっぱりすごい大変だと思うんですね。こういう時にこの暮らしの困っている人たちに対する、こういう生活福祉資金が一時的にさまざまな形で無利子で貸付していただきますから、それで例えばまずはそういうものを補っていくとか、あとは今回、幸いにして訓子府町では町民の方で失業したり、コロナの影響で失業したり休業の方はいらっしゃらない。いたかどうかわからないんですけど、いらっしゃらなかったとすれば、もしいた場合でも例えば職業の相談に乗るとか、やっぱり最後の砦は職員の方々の町民に対する姿勢だと思うので、現実には、この表面的には、数字として表れてませんけれども、もし今後コロナ禍が長引いていたり、それから実際はあっても言えなかった人が存在したとしたら、もう少しまちとしての町民への相談体制もしっかりしなきゃいけないんじゃないかな。それからこういう貸付がちゃんとあるんですよっていう周知も、もっと大まかにしていかなきゃいけないんじゃないかなと思ったか私考えますが、その辺の考え方がでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 広報においても、集中的に記事の中でコロナに対する貸付だったり、給付金だったりというのは、載せた経過はございます。ただ、どれぐらいの人がその広報を見ているのかとか、周知が足りないと言われれば、本当にそのとおりに言われるところもあると思います。また、相談体制につきましても、やはりこちらから1件、1件出向いていくというわけにもいきませんので、先ほど議員さんがおっしゃったように、ちょっとこちらからアプローチかけていくというのは難しい。ただ、先ほど言いましたように、ひとり親の給付金ですか、そういった時に窓口に見えられた際には、できるだけお聞きするにはするんですけども、それもやはりご本人が聞かれないという場合もございますので、非常に難しい、デリケートな問題ではあると思うんですけども、ただこれからもそういう相談体制、耳を傾ける体制、それとか周知、機会あるごとにそういったことは続けていきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 課長のおっしゃるとおりだと思います。それで、なかなかそういう相談、誰かに相談したくても相談できないという、こういう中身がデリケートなものですから、そうなんですけれども、今お答えの中に、例えば町民生活や社会経済活動に広くアンテナを張り、各担当部局が連携した中で相談体制を構築すると。支援が必要な人に柔軟に、そして迅速に対応できるように努めてまいります。本当にこれが実現できれば本当に町民も、救われる町民もたくさんいるのかなって、そんな気がいたします。この連携なんですけど、先ほどお答えの中にありましたように、町民が町に払わなきゃいけないも

の、税金や使用料や、たくさんあります。給食費も含めて、その中でやはり、この中にもたった1件、給与が出なくてという相談があったように、ここの課でそういう人がいたとして、それがやっぱり福祉課のやっぱり相談体制ときちんとか業務の中で連携するということがすごく大事なんじゃないかなって思います。やっぱり訓子府町、人口も少ないですから、一人一人の顔もすごく職員の方も見えていますので、その辺はやりずらい面と、それからやりやすい面と両方あると思うんですけども、そこら辺の連携をしっかりやっていくことで、町民の方がやっぱり気安く相談に来れる場ができるんじゃないかなって、今、私もどうしたらいいかっていうのは、皆さん以上にわからないので、考えはないんですけども、ぜひ業務をする中で連携ということをもう少し突き詰めてほしいなと考えます。いかがでしょうか。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） これまでも、そういう相談を受けた場合には、例えば福祉保健課で受けた場合には、ほかに税金だとか住宅使用料だとか、そういったところに影響がある人なのかどうかということを確認しながら、それぞれの窓口と連携をとって、その方に何ができるのかということ常を職員は頭を働かせて相談を受ける体制をとっております。おそらく他の部署においても、小さな町ですから、お互いに連携をとりながらということではできていると思いますけれども、今後、コロナのこともありますので、ますます連携ミスがないように努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） ぜひ、その辺よろしく願います。先ほど私言いました北見市の方の生活困窮者自立支援制度のもとで相談件数が600件以上あったということ、市だから大きいんですけども、例えば、訓子府町は自立相談支援事業として、該当者がいないと判断してあれなのか、今後ですね、今、課長がおっしゃった連携した窓口づくりも含めて、どういった体制づくりをしていく考えなのか、その辺確認して、この最初の質問は終わりたいと思います。

○議長（須河 徹君） 福祉保健課長。

○福祉保健課長（谷方幸子君） 北見市の自立支援の相談センターですけども、うちの方も一応、管轄には入っております。それで例えば、そういう方が相談にみえた場合には、先ほど申しましたように、他の課とも連携いたしますけれども、場合によっては、まちの職員では、何て言うんですか、ちょっと難しいケースが出てきた場合には、先ほど最初に申しあげましたように、ふくろうさん、そういったところと連携を取りながら、北海道生活困窮者自立支援事業委託業務のオホーツク相談センターというふくろうというのがあるんですよね、先ほどそこから毎月来ると申しあげたんですけども、毎月以外にもこちらからこういう方がいるということでアプローチをしたり、そういったことで、これまでも活用してきておりますので、今後もそういう専門家の意見を聞きながら連携していけたらいいなとは思っております。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 先ほどの住居のこと、住宅料なんですけど、貸付の中に住居確保給付金の支給というのがあるのを見たんですけども、これは離職とか失業などで住居を失ったり、または失うおそれのある人に賃貸住宅の家賃を一定期間支給するという、こ

れ3か月ごとに延長して9か月までするという、それは家賃を代わりに払うための給付金なんです、こういうこともあるということがわかったので、やはりまずは収入を得ることができなかった状況の住民がいたとしたら、やっぱりあらゆるこういう貸付制度を、これは計画的にやらないと、結局、泥沼につかってしまうので、借金が増えてしまうので、やっぱりそこら辺の、こうやって計画的にやるんだということをやっぱり職員の皆さんの知恵で見捨てずにといいか、きちんとフォローしながら最後まで返済が完済するまでやっぱりみてやる姿勢が今後必要なんじゃないかなと思って、今後の窓口支援、相談窓口にすごい期待をしたいと思っています。

3点目の児童生徒の就学援助費の追加申請が今回の補正予算でもなかったの、訓子府町の場合は、そういう世帯がなかったんだなと思って、ひとり親の家庭の方が多いということも前回お聞きしていますし、それに対する救済もありましたので、よかったなと思っています。ただ、姿勢としては、やはりどこでその就学援助制度を知らない人もいたり、それから今まで給付を受けている人はわかるんですけども、今回のような緊急な事態で自分がそういう状況に置かれた時に、やっぱりちゃんと目の届く範囲でそういう、何て言うんだろう、情報が得られるような、そういう姿勢が教育委員会として必要じゃないかと思うので、その辺いかがでしょうか、教育長。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） ただいま、就学支援の制度の周知についてのご質問かと思われま。

これにつきましては、例年3月末までに申し込みを受けるということで、その前にですね、広報等でご案内をしておりますし、あわせて学校や、それから民生委員さんも通じてですね、そういう該当する方がいれば情報をいただいたりということもしております。今回コロナの関係もありまして、6月のまちからのお知らせでもですね、通常、年前に通知するものを追加で通知をしたりとかですね、あとホームページ等でも掲載をしております、この制度の周知を図っているところでございますので、ご理解願います。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 全国でも就学援助制度を利用した児童生徒は139万1,922人に上ったということで、援助率は14.9%ということです。約7人に1人が利用しています。今回のコロナ禍でそれが、その申請がもっと延長できるよということでも文科省からも通達がきていると思いますが、私たちの町の援助率といいますが、申請者数と実際に決定する数は変わってくると思いますが、今現在どの程度でしょうか。

○議長（須河 徹君） 管理課長。

○管理課長（高橋 治君） 現在の全体の児童生徒に占める就学援助者の割合でございますが、今年度、現時点では15.3%ということでございます。今までもですね、大体14%台から16%ぐらいまでの間を推移しているような状況です。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 先ほど福祉保健課の方で相談窓口のこと、今後のことも考えてくれるということでしたが、一番大変なのは子育て世代だと思います。親がひとりだとか、ひとりじゃないというのとは、また別にですね、子育てしていく中でやはり収入が絶たれたり減少するというのが一番命とりになりますので、教育委員会の中のそういう子

どもさんを普段見つめながら保護者との相談体制とか、そういうのは教育専門員さんがなさるのか、そういう体制について、少しお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 教育長。

○教育長（林 秀貴君） 特に教育委員会の方で子育て世帯の部分を担当している部分があるんで、子育て3施設と言われるこども園、児童センター、それに支援センターの中で日ごろの中での親御さんと会う中での、そういう相談を受けながら、特に今回コロナのこともありますので、先ほど福祉保健課長も申し上げたように、とてもシビアな問題なんで、そこをストレートってことになかなかならない。しかし、その辺のところを相談を受ける体制づくりは本町の中でやっているというふうに思っています。その中で特に健診だとかというところでも、その辺のところの聞き取りをしながら今やっているところがございますけど、今のところ大きな部分で、そういうコロナ禍の影響があって、家庭的な経済状況がですね、ひっ迫しているようなことは今報告受けてませんので、それらは連携を取りながら教育委員会だけじゃなく、庁内各部署と日ごろよりも連携をとってやっていますので、その辺のところをこれからも図っていきたいと思っています。

○議長（須河 徹君） 西山由美子君。

○10番（西山由美子君）教育委員会の方も今、力強い、自分たちが日頃やっている行動がそのまま、やっぱり現状を把握するということにつながっていると思うので、安心して保護者の方々も子育てできるのかなと思います。残りといいますか、今後、本当にどういう状況になるかわかりませんが、皆さん世界中の方がやっぱり収束することを願っている中で、やっぱりこの小さな町でも先ほどからいろんな方がおっしゃっているように、いつどういう状況になるかわからないので、職員の方々の日頃のやっぱり仕事の姿勢がそのまま響くと思いますので、どうぞ町民の方々を、一人一人を救う意味でも、相談体制、それから支援体制、そこをしっかりとやっていただきたいと思っています。

本当に今回は、町民の方から声を聞くことは、あえてしませんでした。今の私たちの町の現状をまず知ってからと思って挑みましたけれども、数字的にはさほど心配することないのかなということで少し安心はしました。でもこれからまだどうなるかわかりませんが、町民の方のためにどうぞよろしくお伺いしたいと思います。

これで私の質問を終わりたいと思います。

○議長（須河 徹君） 10番、西山由美子君の質問が終わりました。

◎散会の宣告

○議長（須河 徹君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて散会することに決定しました。

明日も午前9時30分から一般質問を継続いたしますので、ご参集よろしくお伺いいたします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時24分